

第六十八回
参議院法務委員会會議録第十三号

昭和四十七年五月十一日(木曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

五月十日

辞任

川上 為治君
矢野 登君

補欠選任

重宗 雄三君
林田修紀夫君

出席者は左のとおり。

委員長

阿部 憲一君

理事

委員

後藤 義隆君
原 文兵衛君
佐々木静子君

木島 義夫君
林田修紀夫君
平泉 涉君

星野 重次君
吉武 恵市君
加瀬 完君

鶴岡 哲夫君
野々山一三君
矢山 有作君

松下 正寿君
佐々木静子君

委員以外の議員

議長 鈴木 強君

国務大臣

法務大臣 前尾繁三郎君
国務大臣 竹下 登君

政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君
法務省刑事局長 辻 辰三郎君

法務省保護局長 笛吹 亨三君
外務大臣官房長 鹿取 泰衛君
自治省行政局選 山本 悟君
挙部長
事務局側
常任委員会専門 二見 次夫君

説明員

内閣官房首席内 翁 久次郎君
閣参事官 半田 博君
防衛庁防衛局調 査課長

本日の会議に付した案件

○沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案(鈴木強君外四名発議)

○恩赦法の一部を改正する法律案(鈴木強君外五名発議)

○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(外務省の機密漏洩問題に関する件)

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

昨日、川上為治君及び矢野登君が委員を辞任され、その補欠として重宗雄三君及び林田修紀夫君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案及び恩赦法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

まず、発議者から趣旨説明を聴取いたします。

○委員以外の議員(鈴木強君) 提案者を代表して、ただいま議題となりました沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

清深で民主的な選挙によって国権の最高機関である国会を構成することは、議会制民主主義擁護の基本原則でございます。しかしながら、今回の沖繩恩赦に際しては、政府は、昨日官房長官が記者会見でも言明しておりますように、大規模の恩赦を行なう意向を明らかにし、その中に公職選挙法違反者を含めようとしておられるのであります。これは、腐敗選挙を助長することになりまして、絶対に許せないことだと思っております。

過去の経緯にかんがみましても、恩赦に選挙違反者を含むことにつきましては世論の強い反対がありましても、かかわりませう。恩赦の対象に大量の選挙違反者を含めてきたのでございまして、このことは、国民の政治不信を増幅させ、国会の権威にどうなるを塗り、議会制民主主義を空洞化させてきたことは明らか事実でございます。

今回も沖繩恩赦にあたり、重ねて選挙違反者を免罪するがごときことあらば、沖繩恩赦の真の意義を曲解し、沖繩の心を踏みにじるものと言わなければなりません。

よって、沖繩施政権返還に伴う恩赦の対象から公職選挙法違反の罪を除外するよう、政府に強く勧告しようとするのがこの決議案の趣旨でございます。

実は、この決議案の取り扱いにつきましては、私も提案者としていたしましては、委員会の審査を省略して、直ちに本会議で議決されるよう求めたのでございまして、昨日の議院運営委員会でも多数でこのことが否決されましたことは、きわめて遺憾、残念でございます。よって、このよう

な経緯もございますので、本決議案が本日、本委員会に付託されましたのでございまして、何とぞ以上の趣旨を御了承くださいまして、すみやかに決議案に御賛成、御可決くださいますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(阿部憲一君) 佐々木君。

○佐々木静子君 ただいま議題となりました恩赦法の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恩赦は、沿革的には、君主の恩恵仁慈として行なわれ、政治的に淵源すると言われ、わが国におきましても従来は皇室の慶弔や国家的慶事に際して行なわれるのを常例としておりました。しかしながら恩赦は、むしろ、社会事情の変動や本人に行政の改善などが見られますため、もはや刑罰がその意義を失ったと認められ、もはやや刑罰に、その不合理の救済をはかるという方向に重点を置いて運用されるべきものと信じます。

ところで個別恩赦につきましては、本人に行政の改善などが見られます場合にもつばら刑事政策的な見地から行なわれるものとされておりました。すでにその審査機関として中央厚生保護審査会も設置されており、内閣は同審査会の申し出を待つて個別恩赦の決定をすることとされております。

一方、政令恩赦に關しましては、こうした機関が設けられておりませう、もつばら内閣の決定にゆだねられておられるのが現状でございます。もとより、恩赦は憲法上内閣の責任において行なわれるべきものであります。しかしながら、他面、今後におきます政令恩赦は、さきにも述べましたとおり、刑罰がその意義を喪失したと認められ、その不合法の場合に、公平の精神にのっとり、その不合法

理を救済するという方向にその運用の重点がおかれていくべきものと考えます。この見地よりいたしますと、内閣が政令恩赦を決定するに際しまして、内閣部外の意見をしんしゃくする機会の存することが望ましいといわなければならぬと思います。したがって、専門的意見と公正な民意を反映させるため、新たに、内閣に政令恩赦に関しての諮問機関を設ける必要があると存念いたします次第でございます。

右の趣旨に基づきまして、この法律案は、内閣の諮問機関として恩赦審議会を設け、内閣は大赦または政令による減刑もしくは復権の決定をするなどの可否及びこれらの恩赦の内容に関する事項をあらかじめ恩赦審議会に諮問しなければならぬことを定めました。恩赦審議会の構成につきましては、国民全体を代表する地位にある者、すなわち衆議院議員のうちから衆議院が指名した者八人、参議院議員のうちから参議院が指名した者五人、恩赦に関係のある行政機関の職員五人以内、裁判官のうちから最高裁判所が指名した者四人、国民の人権を擁護する地位にある者の代表として弁護士のうちから日本弁護士連合会が指名した者四人、及び良識を代表する者として学識経験のある者四人以内の委員をもって組織することと定めました。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(阿部憲一君) 以上で説明は終了いたしました。

ただいまの二法案に、前回質疑を行ないました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題に加え、三案を便宜一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○加瀬元君　ただいま両提案者から御説明のごさ
いしましたそれぞれの内容は、私どもからすれば
至って必要なことであり、また適切なことである
と思うわけでございますが、法務大臣はいまの御

説明を承りまして、どういふ御所見をお持ちでございましょうか。

○国務大臣（前尾繁三郎君） 恩赦に選挙違反を加えるという問題につきましては、長い間いろいろ皆さんの御意見を伺っております。それにつきましては、もうすでにわれわれも最終決定の段階にあります。まだ結論的なことに至っておりません。ただいまこの席で申し上げることは差し控えたいと思います。

それから次の恩赦についての審議會であります。御承知のように、恩赦の制度の本質から考えますと、まず第一点には、何と申しまして、政府が責任においてやらなければならぬということであります。ただいまの提出されました案は、審議會で諮問機関にすぎないということでありますが、しかし、やはり何らかの拘束をされ、またそれに従えば政府が責任を免れるというようなことで、むしろどうも政府の責任をのがれることに使われるというようなおそれもありません。それからまたもう一つの問題は、御承知のように、これは大衆討議でやるべき問題ではありません。まあ、大赦その他につきましては、もう全く突如としてそういう問題があらわれてくるということでありませんと、一時無法状態におちいる、そういううな混乱を招くわけでありまして、そういう意味

からいいたしますと、こういう審議会にかけて、そしていろいろ討論されるということにつきましては、なかなか秘密が保てないというふうにも考えられますので、私としては、両法案、せつかくの御提案であります、賛成いたしかねるといふふうに考えております。

○加瀬完君 恩赦権が政府にあることを私どもは否定をいたしません。政府の責任で行なうことも当然であります。したがって、政府の責任で行なうということは、その政府のおやりになることとが国民の要望に一〇〇%かなうもの、合致するもの、こういう前提が当然なければならないはずであります。そうであるならば、政府それぞれの機関にも委員会なり審議会なりあるはいはこしいた

ような諮問機関というものは相当ある。決定は政府にありまして、それぞれの国民の声というものを、諮問委員会を通して承るということは、政府の責任で行なわなければならないだけに、より一そう必要になってくるわけです。こういう考え方が私は成り立つと思うのです。そこで問題は、恩赦の性質というものは一体どういうものだ、その考え方が私は今回の恩赦のいろいろの取りざたを承りまして、政府において確認をされておらないのではないかと思われてなりません。そこで伺いますが、恩赦における先例は第一回の恩赦の勅令二十四号ですか、この勅令二十四号には選挙違反が含まれておりましたか。政府委員でもいいです。含まれていないかだけの答弁は。

○政府委員(笛吹亨三君)　ちよつと御質問の勅令二十四号……。

○加瀬完君 勅令二十四号、大正元年の……。
○政府委員(笛吹亨三君) 大正元年の何の場合でございましょうか。

○加瀬渚君 私は、政府委員が不準備ということ
をこの前も指摘したのですけれども、恩赦等が行
なわれるとするならば、その担当官は恩赦令とい
うのが、恩赦、大赦令なり何なりに基づいていろ
う出たわけでありますから、その先例というも

のは十分調査があつてしかるべきだと思ふ。この大赦令が最初に施行されたのは大正元年の勅令二十四号によつて、その中では選挙違反は含まれておりませんね。

○政府委員(笛吹亨三君) どうもあまり古いところを勉強しておりませんでして、申しわけございませんが、記録は、当初のものはございませんです。ただ、ただいまおつしやいました勅令二十四号というのは、大正元年の九月二十六日に明治天皇の御大喪に際して出された大赦令でございます。

○加瀬完君 その場合にも、その大赦令には選挙違反が入っておらないでしょう。

○政府委員（笛吹亨三君） それは私どものところにいま記録がございませんで、何が入っておつ

たか、ちよつとあまり古いところのことを、記録もございませんので何とも申し上げかねます。

○加瀬完君 少なくとも恩赦を適用する場合、一体どういう犯罪の内容を入れるべきか。特に選挙違反を入れるということについて、いろいろ意見もあるわけですから、いままでも最小限度大赦だけを押えても、大赦の先例というものにはいつから選挙違反が入ったか、そのくらのことは検討の上、当然これは選挙違反犯罪を入れる是非について

て政府の態度というものは明確にしておくべきじゃないですか。私はこういう古いものを持ち出して質問をいたしますのは、きのうも大臣は、本院の議運で公平に扱うんだということを御主張になった。大赦令みたいなものでも最初は自然犯などについてのも事こまかく政令できめて、大臣がよくおっしゃる期待せざる喜びを与えようと努力したあとが顕著だ。今度は、これは佐々木委員の質問にあなた方はつきり答えられなかったわけですが、ほとんど選挙違反というものが大部分、九九％が選挙違反だという形の恩赦の適用をしているでしょう。これが公平と言われますか。これはあとで触れますけれども、そういう点から考えても恩赦の性質というものをとときびしく私は検討をすべきではないかと思うわけであります。予期せざる喜びを与えることは、これは恩赦

について選挙違反だけを形式的に区別するという
 ことは論理的には矛盾をいたしております。予期
 せざる喜びをいずれの犯罪者にも与えるというこ
 ともけっこうなことであります。その恩赦を私ど
 もは否定をしております。

しかし選挙違反者は恩赦というものを当て込む

で選挙違反をしているというのが現実でしょう。と言いますのは、昭和四十四年には三百八十三人であつた自由刑、罰金刑、これは四十五年の選挙になりますと千七十九人にふえています。四十六年度は概数でありますけれども二万五百八十五人というふうにふえています。だんだん選挙違反者を豊増させるような形で恩赦が、極端に言えば選挙違反を黙認をするような形で恩赦が利用され、ある

いは適用されているということになりましたら、この恩赦については選挙違反者を含めるか含めないかということは十分検討に値すると思う。確かにこれは政府の一つの行政権能です。しかし、政府の行政権能の中で自治省には正しい明い選挙をするために予算が盛られ、各地域には中央にも地方にもそれぞれのいわゆる公明選挙本部が置かれて運動をしているのでしよう。そういう政府の行為と選挙違反やたつて恩赦があればバーになるんだからだいじょうぶだ、というふうな風潮を助長することと矛盾をしませんか。選挙違反だけを恩赦から切り離すということは論理的には矛盾しているかもしれない。しかし、政府がやることで、政府の行政目的ということも大いに私は恩赦における一つの問題点にならなければならぬと思う。だんだん腐敗選挙に持つていくようなそういう原動力を恩赦という作用によって政府が与えておけるということになれば、それでもよろしいという議論は私は成り立たないと思う。そういう点を心配いたしますので、世の中では選挙違反というものを無制限に恩赦にしていることは好ましくないという意見が出てくるわけであり、恩赦をするのも政府の権能かもしれないけれども、公正な選挙をさせるということもこれは政府の権能でなければならぬわけですから、それが矛盾をしている。この点については大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) まず第一点として、恩赦が行なわれるということは、国家的な慶事があるということであり、国家的な慶事がいつあるかということが予定されるということは、まずあまりないわけでありまして、そういうような意味合いからすると、恩赦が最近多かったということは認めますが、しかし必ず何年に一回かあるというものではないのであります。

それから第二点としましては、選挙違反がだんだん多くなつておるといふことがはたして事実であるか。これは必ずしもそうではないように思うのであります。むしろいろいろ調べたところでは

は選挙違反は減つてきておるのではないかと、ことでありまして、この二点の前提が私どもとはちよつと考え方が違つてゐるんじゃないか、こう思うわけでありまして。

○加瀬完君 これはあなたのほうの局から出された資料ですよ。昭和四十四年自由刑七百三十二人、罰金刑二千三百五十一人、計三千八十三人。昭和四十五年自由刑千十一人、罰金刑九千六十八人、計一万七十九人。昭和四十六年概数、自由刑千八百四十四人、罰金刑一万八千七百四十一人、計二万五千八百八十五人、こういうふうな判決を受けた者がふえてゐるじゃないですか。減つてゐませんよ。激しい速度でとは言わないけれども、増加していることは、あなたのほうの資料が正しければそのとおりだ。その資料が間違つてゐるというなら別ですけども、これは間違ひです。

○政府委員(辻辰三郎君) ただいま御指摘の選挙違反事件の第一審における有罪言渡し人員でございます。これは当省から提出いたしました資料でございますが、これは裁判所の調査を私どものほうで取り寄せて提出した次第でございます。これによりまして、ただいま御指摘のとおり、昭和四十四年では三千八十三名、四十五年一万七十九名という第一審の言渡し人員でございます。ところで、これは第一審における言渡し人員でございます。これは相当選挙がありまして、たあとの時期に第一審が言渡しされてゐるという点でございます。この選挙があつた年と、ないう年というのを前提に考へていかなければならぬと考へるわけでございます。

そこで、おもな選挙につきまして、概数を私どもの検察の処理状況を説明させていただきます。御案内のように、衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、統一地方選挙でございます。この三つに分けて申し上げてまいります。衆議院議員総選挙が昭和三十八年の十一月に施行されました。総選挙におきまして検察庁が受理いたしました人員は五万二千八百八十一名でございます。四十

二年一月の衆議院議員総選挙におきます選挙違反の検察庁の受理人員は二万八千五百五十五名でございます。四十四年十二月の衆議院議員総選挙におきましては検察庁の受理人員は二万五千四百七十五名でございます。かように衆議院議員総選挙は選挙のつど検察庁の受理人員は減つております。

それから参議院議員通常選挙についても簡単に申し上げたいと思ひますが、これは四十年七月の通常選挙の検察庁受理人員は二万二千七百八十三名、四十三年七月の通常選挙は一万五千八百六十七名、四十六年四月の通常選挙は一万四千三百三十二名ということで、これも選挙のつど減つておるわけでございます。なお、統一地方選挙におきましても、過去三回の三十八年、四十二年、四十六年というものの検察庁の受理人員を見てまいりますと、いずれも前回に比べて減つてまいつております。これは先ほど御指摘の、裁判所の第一審の言渡し人員は御指摘のとおり数字になつておりますけれども、違反として検察庁が受理いたしました件数を選挙ごとに見てみますと、かような数字になつてゐるわけでございます。

○加瀬完君 検察庁で受理されたものは一応違反の容疑者も含まれてゐるわけなんです。その中から確実に違反者として、犯罪者として確定をされたものは、これは裁判所の数字ということになるわけなんです。で、選挙違反でありますから、四十四年に判決があるのが四十六年に判決があるのが、その前に大きな選挙があつてこういう結果になつたことは明らかです。あなたのほうで出したものじゃありませんか。——待つてくださいよ。公平に見て、選挙犯罪者としての数字は裁判所の出したものが正しい。ふえてゐるじゃないですか、減つてゐませんよ。これは本論ではありませんから、ただ指摘だけしておきます。あなた方は自分で資料を出して、それを言つて、今度は受理したものは違ひますと、受理した資料なんか出してないじゃないやしませんか。しかも佐々木委員の先日の質問に対しては、四十三年までで、四十四年以降

は調査はしてありませんと、こう言つておる。何言つてゐるんですか。問題はそんなことじゃないんです。大臣は政治的な立場があるからいろいろ答へるだらう。しかしあなた方は、刑事局長なりそれぞれの局長は、純粋な立場で事実を述べればいい。裁判所の出したこれは間違ひありません。ほかのことを聞きませんよ、間違ひあるかないか、それだけ。

○政府委員(辻辰三郎君) 裁判所の出した資料は間違ひございません。加瀬完君 大臣に伺ひますがね。かりに違反者が、今度の恩赦によつて選挙違反者が救済されるにいたしましたとしても、ほとんどその恩赦の適用される九九%が選挙犯罪者だということになつては、これは悪質選挙を助長することにならないという保証がどこにありますか。そういう考慮は政府としてはどうなつておるんですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 選挙違反がほとんど大部分を占めておるといふことは、私、率直に言ひまして必ずしも賛成はいたしません。しかし、まあ選挙違反を除くかどうかということについては十分検討したいと思つておりましたが、いざにいたしまして、恩赦という問題なり本質から考へてまいりますと、恩赦によつて助長するといふことは、私はそうたくさんある事例ではないんじゃないか。まあやはり恩赦によつてむしろ将来を戒めるというのが恩赦の制度でございます。そういう意味合いで恩赦というものを考へていく、かように思つておるわけでありまして。

○加瀬完君 恩赦によつて助長されぬということは一応おいても、選挙違反がふえてゐるということとは事実ですね。裁判所の統計の示すとおり、それならば、政府のもう一つの義務である公明選挙を進めるというためには、選挙違反者を救済するやうな恩赦を無制限に行なうことが、適当か適当でないかという検討は当然されるべきじゃないですか。この点はどうでしょう。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 選挙違反を除くべき

かどうかという事は、もちろん検討していかねければなりません。ただ、選挙違反が恩赦のために助長されるのは私は考えないのであります。その点はまた選挙違反そのものにつきましても、文書違反とか、そういうのが非常に多くなりつつあるんじゃないか。選挙のやり方、態様というものは非常に変わらなかつたんじゃないかという事は、私、考えられますので、まあそういう点も十分検討していきたいと思ひます。

○加瀬完君 助長されないといつても、選挙違反は激しい率でふえている。少なくともいま一般の国民の世論というものは、公正な選挙をさせるために選挙違反者というのに対して無条件な恩赦による復讐なり、あるいは係争中のものをゼロにしたりするようなことはすべきではないか、こういう傾向が強いでしょう。一方、正しい選挙を進める政府の責任者が、いま選挙違反は問題にするほどのことはありませんか、選挙違反なんというものはもうほとんどさがしたつてありませんという状態なら別ですが、現実には犯罪者がふえている。それにブレーキをかけないで、これを救済する。これは積極的にも消極的にも助長することになるでしょう。きのう大臣のお話を承つておりますと、選挙違反は政治犯だと、こういう御発言があった。そうすると、今度の恩赦は自然犯にはきびしいけれども、選挙違反は政治犯だからこれは軽く見るんだと、こういうお考えがあるんですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) そういう意見もあるといふのであります。私が選挙違反が政治犯だと、現在のことでありまして、ただ、沿革的に申しますと、まあ選挙違反というものをかなり国事的な犯罪と考へてきたことは事実でありますし、また、だんだんそうでなくなつてつたところといふことも私は事実だと思ひます。ただ、要するに、おそろく選挙違反というものが、非常に何といひますか、がっちりした制度に選挙制度がなつてまいりましたら、私はむしろ刑法の中に規定して、むしろ自然犯と同様な考へ方を持つべきではなからう

か。しかし現段階においてそこまで国民の意識が行つていないといふことは、まあ現実にはそうでなからうかと思つております。

○加瀬完君 また刑事局長に伺ひますがね。改正刑法準備草案の中にこの選挙違反は自然犯として一部認められるような考へ方があつたんじゃないですか。

○政府委員(辻辰三郎君) 御指摘のとおり改正刑法準備草案には、「第五章」といふところで、「公の選挙及び投票に関する罪」といたしまして、現在公職選挙法で犯罪とされております犯罪のうちで、選挙妨害関係の事犯とそれから投票買収、選挙運動の報酬の偽造、それから偽計投票と、これだけのものはこの刑法に規定すべきじゃないかというふうな考へ方から、この改正刑法準備草案のほうでは一応案ができておつたわけでございまして、ところで、これを参考案といひまして、当初法制審議会でも刑法の全面改正を審議いたしてまいったわけでございまして、その刑事法特別部会の審議におきましてはいろいろ議論がありまして、たのうございまして、結果的には、今回の刑法の全面改正の草案にはこの選挙の關係の章は入れないでおこうと、入れないといふふうに刑事法特別部会の決定がありまして、現在の改正刑法準備草案の案にはこれは除かれておりまして、依然として公職選挙法のほうでやつていこうという考へ方に相なつております。

○加瀬完君 しかしまあ学者の定説としては、大體その選挙違反のひといひ点は、これは刑法の中に入れておきたい、こういう意見が強くなつてきておられますね。刑法の中に規定されるということになれば、これは自然犯という見方が成り立ちますわね。今度の恩赦もその自然犯のもの、これは除外すると、自然犯でない軽度のものは救済をするというならわかる。ところが、今度の恩赦を、新聞等で伝えられているところによれば、自然犯はほとんどこれは除外しているでしょう。自然犯的な犯罪事実のもつとひといひものでも選挙關

係になれば、これは全部適用するということになつていふんです。公平の精神で行なうということになります。つり合ひは一つもとれてないじゃないですか。大臣この点はどうでしょう。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまのお話の点、われわれもこれから検討して十分考へていきたいと思つておりますが、ただいまいろいろ申し上げる段階ではないと思ひます。

○加瀬完君 十五日には少なくとも施行されるであろうものが、その前には閣議でもいろいろ話し合ひがあるでしょう。閣議に出る今日の時点において、省内でそれらのことが検討されておらないというはずはない。どういふものを当てるか、どういふものを当てないかといふことを聞いていふんじゃない。

あらためてそれと伺ひますが、自然犯と選挙關係の犯罪と公平がとれておりますか。とるといふお考えでよろしくなることになりませんか。これはお考えですら承ります。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 從來から申しておりますように、できるだけ公平にしたいといふ考へを持っております。

○加瀬完君 できるだけ公平にするということになりますとね、それと自然犯はどう扱ひますか。選挙違反でいふ自然犯は、具体的に言うならば刑法準備草案の中に規定されているような選挙違反の犯罪については除外をしますか。お考えはどうですか。これはどうなるかといふことを聞いていふんじゃない。大臣としてのお考えはどうなんですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいま検討中でありまして、そういう具体的な問題についてはお答えを差し控へさせていただきますと思ひます。

○加瀬完君 それと具体的なじゃないですか。あなたのお考えはどうだと聞いています。どうなるかならないかといふことは、これは内閣で定めること、あなた一存でいかなうかといふけれども、あなた個人のお考えはどうだと聞いています。個人のお考えがないといふことはないでしょう。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 私の責任をもつてやつていふのでありますから、ただいま個人的な意見を申し上げることだけは差し控へたい。

○加瀬完君 責任のある法務大臣個人としてのお考えでけっこうです。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 個人と法務大臣と區別していま申し上げるわけには、それは通常の場合でありましたら何ですが、ただいま検討中であり、早急にきめなければならぬわけではあります。それをただいま申し上げることは遠慮させていただきます。

○加瀬完君 検討中といつたつて恩赦をやるという事を、はっきりこれは内閣の機関が発表しているんじゃないですか。中身だつて相当出ている、これは新聞。これは中身のことはあとで聞きますけれども、これが二月も三月も前だったら検討中を通りますよ。いま検討中といふことは、あなたはそのおしやりたいでしょうけれども、検討中にしてもあなたのお考えといふものははっきりしているわけですか。

具体的に聞いていきます。この間提案のありましたいゆる審議会の強化の法案は、これは結局、犯罪者予防更生法を強化することによつて、これから行なわれるような恩赦法といふものを具体的に強化していくといふことではないですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは、あくまで常時恩赦につきまして、恩赦制度を活用していきたいといふのが私の念願でありまして、そういう意味で從來、まあ率直に言つて非常勤といふのは何だか片手間にやつており、また別の収入がなければやつていけぬやなからうかと、それにはやはり専念してもらいたいといふ考へ方のもとに、実は将来私は全員常勤の人にしたいといふ考へであります。まあ大蔵省との折衝の過程において、まあ委員長だけといふことになつて非常に残念に思つておるわけでありまして。

○加瀬完君 犯罪者予防更生法の目的は、「犯罪者予防の活動を助長すること」と書いてありますが、これは犯罪者予防の活動を助長することその一つだ

というように承つてよろしうございますね。

○政府委員(苗吹亨三君) 第一条に書いてあるとおりでございます。

○加瀬完君 また、「公正妥当な制度」を定めることも、目的の一つと考えてよろしうございませぬ。

○政府委員(苗吹亨三君) そのとおりでございます。

○加瀬完君 以上のことは、恩赦の適正な運用をはかる内容でもあると認めてよろしいですね。

○政府委員(苗吹亨三君) 犯罪者予防更生法で規定しております恩赦は、いわゆる個別恩赦の件を中央更生保護審査会に権限を与えておりますので、この点は個別恩赦につきましての恩赦の適正な運用をはかること、こういうふうに規定しておりますと考えております。

○加瀬完君 それはあなた、審査会の仕事はおつしやるとおりですからこれは当然のことですよ。そうすると、犯罪者予防更生法の第一条にこの法律の目的として「犯罪予防の活動を助長し」とあります。今度のように、いままで行なわれたし、これからもおそらく行なわれるであろう選挙恩赦があいいう大幅に行なわれるとすると、これは犯罪予防の活動を助長することになります。か。恩赦の九十九%が選挙違反者ということが犯罪予防の活動を助長することになるという理由をひとつづつ述べてもらいたい。

○政府委員(苗吹亨三君) 犯罪者予防更生法の立法趣旨といえますが、犯罪者予防更生法が意図しておるところはこの第一条に規定してあるとおりであります。この犯罪者予防更生法で規定してあるのは、ただいまの中央更生保護審査会の問題、それから地方更生保護委員会の問題、それから保護観察の問題、またこれらに関するいろいろな権限、機能の問題を規定しておるわけでございます。ただいまの犯罪の予防をはかる、犯罪予防の活動を助長するという問題は、主として保護観察所の権限の中に規定しております、この法律で申しますと、犯罪者予防更生法の第十八条の二

号のところ、「犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、云々と規定しております、こういう意味で犯罪予防の活動を助長するということが第一条に規定されておるのでございます。

○加瀬完君 あなたのほうでいま提案をしているこの法律案は、この中には、犯罪予防の活動を助長するといふことがきちんと定められておるでしよう。これはお認めになっておる。いま出されている法律では、犯罪予防を助長する、これは日本語としてはなほ不適切なことばですけれども、助長というのはそういう意味には使われておらないでしよう、ことばの性質は。それは別といたしまして、あなたのほうの定められている文句どおり言うなら「犯罪予防の活動を助長」するといふ法律を出してあるのに、いま政府が行政権能として行なうとしておる恩赦あるいはかつて行なつた恩赦、これは犯罪予防を助長しているんじゃないでしよう、犯罪を助長しているんじゃないでしよう。そういうことをやつてよろしいかということなんです。

○国務大臣(前尾繁三郎君) この常時やつております恩赦、それとまた違つた関係でいふゆる政令恩赦といふ問題が起るわけでありまして、これは何も常時行なうわけではないわけでありまして、一定の期間をおいて必ず行なうというものはないのであります。要するに国家的慶事をみんなど喜び合つて、そして再出発していかうという気持ちのもとにこれも犯罪の予防に資していこう、こういうことであります。本来の、もとより犯罪を助長するといふような考え方のもとにやるわけではありませぬし、やはり政令恩赦といふものも現実存在し、憲法で認められておるところでありますから、その趣旨に従つてできるだけ犯罪をなくすることに資していきたい、こういう考えのもとにやるわけでありませぬ。

○加瀬完君 大臣は内容はお答えになりませぬけれども、犯罪者予防更生法の対象になるような犯罪者に対しては、政令恩赦の幅というものはごく

狭いでしやう、いま言われているとおりだとすれば。ところが、選挙違反者に対しては、いままでの例を——これからの例を言うわけにはまいりませぬ、いままでの例を言つたつて九十九%以上のものは恩赦法の適用によつて選挙違反者といふものをみんな救済している。そうなつてくれば、あなたの方の言う公平の精神はどこにもないでしよう。

犯罪者予防更生法を強化をして、何とかその犯罪者でも更生をして、犯罪はしたけれども救済しなければならぬといふ者に対して、そういう者の喜びを早急にかなえてやろうといふ内容でしよう。一方、そういう法律を出しておきながら、恩赦の対象といふものに対しては非常にブレーキをかけておる。自然犯とか殺人とかといふものはだめだといふことでブレーキをかけておる。世の中に流す害毒は、一人の人を殺すといふのと選挙違反で悪質なことをやるというものと軽々しくこれを高下つけられますか。人の命を奪うといふことは最高の罪悪かもしれませぬけれども、間接的に人の生命、財産を脅かすといふことに選挙違反はなるでしやう。しかし、そういうものが大臣の言う国事犯といふものには私はならないと思ひます。

そういうワケの中でこれだけを救済していく、こういうことでは政府の方針といふものが一致しておらない、こゝろ言わざるを得ませぬよ。

そこで、あらためて聞きますが、こういうやり方では、いままでのような恩赦法のようなやり方で選挙違反だけをバーにするということでは、犯罪予防ではなくて、犯罪を累増させていく施策といふほかにないでしやう。きのう大臣は、一つ一つ個々の問題を考えるといふことではなくて、一般的に恩赦は決定すべきだと、こういうお話があつた。一般的にといふことになりませぬ、これはだめ、これはいいという選別はできないから、国事犯のものだから選挙違反は一般的といふことで全部政令の中に入れておるということになるうかと思ひますが、そういうお考えですか。きのうの議論で大臣のお答えが聞き間違つておるといけませんので念を押します。個々の問題を考えるの

でなくて、総括、一般的に恩赦は決定するといふお考えは間違ひございませぬ。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ある具体的な、だれのこれを救済しようとか、あるいはある事件で新聞に出てゐるからそれを救済する、あるいはそれを除くといふような非常に具体的な考え方はこれはとらないといふことでありまして、もとより事柄の性質あるいはいふんな、まあ選挙違反にしましてもいろいろな態様があると思ひます。非常に複雑なもの、そうでないもの、いろいろあるわけでありませぬから、そういうことを頭に描きながらやつていくといふことはわれわれの心がけていくべき問題だと、かように思つております。

○加瀬完君 もし、そうであるなら一切をなしにするといふのではなくて、選挙法そのものを政府は責任をもつて改正するといふ段取りをすべきでしやう。たいてい犯罪にするほどのことではないといふものが選挙法で犯罪になつておるといふなら、その元の選挙法を改めることが先でしやう。それには内閣は一つも手をつけておらない。正しい選挙をやりますしやう。政治資金規正法を厳格にしましやうと言つても何もやらないうでしやう。それで選挙違反が出れば恩赦という方法でこれは全部なしにせずして復権をさせていく、これではだれが考えても恩赦といふものを選挙違反の帳消しに使つておる、政府の権能でそういうことをしておると考えざるを得ないじゃないですか。この選挙違反を助長させておる結果について政府は責任を感じないんですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) まだ選挙違反を含めるとか含めないとかといふ問題はあれであります。が、いづれにいたしましても、率直に申しまして、助長するといふ考えでやつていないことはこれはもちろんでありますし、また、反対にむしろそれによつてみんな更生してもらいたいといふ考え方をもちつて恩赦に臨んでおることは事実であります。

○加瀬完君 それはけっこうですよ、原則は。原則はいいですよ。ところが、犯罪者予防更生法の

対象になるような犯罪者に対しての救済はこれまでの恩赦では行なわれておられない。行なわれたのは選挙違反者だけです。選挙違反者に対しては大幅に救済の方法になるけれども、いままでの恩赦では、一般の犯罪者に均てんするところがあるのは少ない、これではあなたのおっしゃるようにならないのじゃないか。

そこで、自治省の選挙担当者がいらつしやっているから伺いますが、自治省はいわゆる正しく明るい選挙の運動というものを推進してやるわけでございしますが、選挙違反があなたの方の運動をやめてもいいほどなくなっておりますか。

○政府委員(山本悟君) ただいまの御質問でございますが、大きな選挙のたびにそれぞれ犯罪の検挙件数等の増減はございます。ただ全体として見ますときに、なお一その政治啓蒙をやる必要があると思ひます。

○加瀬完君 政府の一部では一そう選挙違反撲滅の運動、啓蒙運動と合わせて犯罪予防の運動を、これから正しい選挙が行なわれるようなことをしなければならぬということを感じている。ところが、その政府の方針にはずれた犯罪者に対してはけっこうでございますよ、もうあなたはだいたいよくぶすという救済の方法を、今度は知りませんよ。いままでは行なってきた、これから行なうことについては聞きません、いままで行なってきた。九九%が恩赦によつて救済をされておる、こういうやり方は正當だと、合理性があると大臣はお考えになりますか。これからのことは聞きませんが、いままでのことを聞いています。

○国務大臣(前尾繁三郎君) いままでの恩赦は、当時の方々の考え方としては、それぞれその当時の意味を持っておったんだと思ひます。現在において、あるいは選挙というもののに対する觀念がだんだん変わつてきておることは事実でありますし、現在どういふ態度をもつて臨むべきかということ、これからの問題であります、だんだん恩赦のやり方にも変わつてきたことは事実だと思ひます。

○加瀬完君 確かに変わつてゐる。だんだん悪く変わつてゐますよ。恩赦ばかりやつて救済をする。それもだんだん悪くなる。変化でもよくなる変化と、悪くなる変化がある。

そこで基本的なことを聞きますが、これは釈明に説法でございますが、議会政治でありますから、したがつて、議会政治を構成する議員が国民の真の代表でなければならぬということ、これは自明の理であります。そうすると、議員が正しく選ばれて、いわゆる選挙違反という形で議員が選ばれることが好ましいこととお考えですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 当然これは好ましくないことで、それは言をまたないところで。

○加瀬完君 たいへん失礼なことを伺ひますが、それならば正しい選挙が行なわれなくては正しい議員、りっぱな議員というものを選ばれるという根拠はないでしょう。そうすれば政治家全体の責任といへばそれまでですけれども、特に政府、政党は正しい選挙をするということにお互いが責任を感じなきゃならぬということはお否定なさらないでしょう。

○国務大臣(前尾繁三郎君) もちろん正しい選挙が行なわれることを望んでおりますし、当然そういうふうな方向で努力すべきだと思ひます。しかし、恩赦という制度は、率直にいままで何回も申し上げておりますように、何も定期的に行なうとか、そういうものじゃなしに、思ひがちな国家的な慶事というものをチャンスにみんなに更生の機会を与えるというのが趣旨でありますから、そういう趣旨に沿つて考えていくことは、これは当然のことだと思ひます。

○加瀬完君 恩赦は歴史的に見れば、予見できない皇室や国家の慶事というもので行なわれてきた。このごろはそうではないでしょう。国連、それから今度の沖縄返還に伴えば当然恩赦があるというところを見越して、明治百年もそうだ。大体個々の選挙は次の恩赦にかかるんだから思い切つてやつてだいたいよぶだと、こういうことで、いわ

ゆるプロというものは行動をしてゐるわけですね。ですから世論も恩赦を見越しての公然たる選挙違反という、選挙運動は見るがすべきではない。したがつて、恩赦があるからといって、恩赦の論議そのものからいへば、個々に犯罪によつてこれは差別をつけるべきものではないけれども、しかし国の方向からして、政治のあり方からすれば、これは選挙違反だけは恩赦からは除いてもらわなければ困るという世論になつてゐるんじゃないですか。大臣は各方面の意見も聞かれたというが、私がいま申し上げようことをあなたとはどこからもお聞きになりませんでしたか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) もちろんそういう御意見もありませんし、また、しかし、恩赦があるから選挙違反やつてやろうという話はあまり聞いたことはありません。

○加瀬完君 それはあなたの選挙だけが特別いいからですよ。大体そういうことは定説ですよ。そこで犯罪者予防更生法の中の一条の二項に「すべて国民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ自分の寄与をするように努めなければならない。」ということがありますね。これは犯罪者予防更生法の趣旨だけではないで、私ども政治家はもちろんのこと、政府はもう言うまでもなく、すべての国民がこれに世の中に犯罪がなくなりするように地位と能力に応じて自分の寄与をするのが当然なことだと思ひますが、大臣はどうですか。恩赦の関係については違ひますか。大臣、あなたに聞いています。大臣、答えてください。御否定なさらないでしょう。——聞いていないのに答える必要はない。聞いていないですよ。

○政府委員(笛吹亨三君) 委員長の名がございまして……。○加瀬完君 あんな無礼な話はない。聞いていないよ。法案の内容を聞くなら答えてくださいよ。一般論の問題、これは調べなかつたって答えられる。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまお話の質問

の要旨がはつきり私もわかりにくいのですが、第二項に書いてあるその地位と能力に応じ、自分の寄与につとめなければならない、その文字どおりだと思ひます。

○加瀬完君 これは恩赦をやるかやらないかについても、大臣はあるいは内閣は当然やはりこの趣旨を尊重して措置されるべきだと思ひますが、この点をお認めになりますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) この法文に書いてあることについては、私何ら異議はないのであります、当然われわれもそういう考え方でつとめていかなければならないと思ひます。

○加瀬完君 提案者の佐々木議員に伺ひますが、今度のいわゆる取りざたされてゐる恩赦、あるいはいままで行なわれた恩赦による選挙違反の救済、これは私が伺ひましたような趣旨に沿つておると思ひますか。

○佐々木静子君 ちよつといま急な御指名でしたので、もう一度おつしやつていただきたいのでございします。

○加瀬完君 犯罪者予防更生法の一、二項には「すべて国民は、前項の目的を達成するために、その地位と能力に応じ、それぞれ自分の寄与をするように努めなければならない。」とありますが、これは単に犯罪者予防更生法だけではなくて、すべての社会の犯罪に対して当然国民としてはこういう考えを持たなければならぬことになるであらう。恩赦法の適用なんかについても大臣としては当然これは考えるだろうと言つたら、考えますとこう言つた。そこで、いままで行なわれた恩赦による選挙違反者の救済というものは、はたして犯罪者をなくする、犯罪予防の活動を助長するというために役立つような趣旨が生かされておるか……。

○佐々木静子君 いまの御質問でございますが、いままで現実に行なわれておりました恩赦の実情というものは、遺憾ながら、およそその法の精神に沿ひかねるものであるというふうに思ひます。

○加瀬完君 でありますから、提案者は、決議案

でこの問題をはつきりさせようとしたり、あるいは恩赦法の一部を改正する法律案によりまして、それぞれ国民の意見を聞くようにと、こういう御提案をなさったと思うわけでございますが、そこでもう一点聞きますが、いままでのような、選挙違反だけを九十九%も救済するというようなやり方をしてみますと、大臣のたびたび御説明なさいます公平の精神というものが維持されているとお認めなさいませうか。

○佐々木静子君 大臣はたびたび公平の原則というのを強調されておられますが、恩赦の対象が、いま御質問にございましたように、非常に公職選挙法違反の救済のみに片寄っているというのではいかと思ひます。

○加瀬完君 それで、大臣に伺いますが、これは局長でもいい、毎日新聞によりますと、「対象となる罪種は「公職選挙法」「政治資金規正法」「地方自治法」「入国管理法」「関税法」「食糧管理法」などで、殺人、放火など一般刑法が対象としていて、罪種は政令恩赦に含まれない」と、こう報道をされておりますが、いわゆる自然犯は除外をするという原則で行なわれることになるんですか。あなたの方の部局の相談の経過においては、こういう問題はどうか話し合ひされたか。

○政府委員(笛吹亨三君) 毎日新聞がどのような根拠で書かれておられるのか、私は全然存じません。今回の沖繩の記念する恩赦につきましては、先ほど来大臣から答弁のございましたように、ただいま検討中でございますので、何をどうするかということはまだきまっております。

○加瀬完君 これ、もう一つ局長に聞きますが、公平を失しないようにすべきだという原則は確認いただけますか。

○政府委員(笛吹亨三君) それはそのとおりであると思ひます。

○加瀬完君 それでは、大臣に伺いますが、まあ五月の十五日に恩赦が出されると仮定をいたしましたときに、十四日の判決のあったものは、あな

た方がやりたがっている選挙違反だけを対象にしている五月十四日の判決のものは、これは救済されません。——十六日の判決のものはどうなりませうか。救済されないとすれば、はなはだしく均衡を失ひますね。公平の精神に欠けるということになりませんか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 政令恩赦につきましては十五日が基準日であります。しかし、ただいまのようなお話で、そういう点まだ煮詰まっておりますが、公平を期する必要があるものについては個別恩赦で考えていくというようなことにならうかと思ひます。

○加瀬完君 新聞を言うとき、どこからそんなことを書いたか知らないとおっしゃるから、新聞は言いません。それは個別恩赦でやると。そうすると、その個別恩赦は、期間はどのくらい、五月十五日と仮定されて、五月十五日以後どれくらいの期間に判決があったものについて個別恩赦をするということになりますか。

こういふことを聞きますのは、この前は、恩赦令が出ましてから一年くらいたった者に対しての個別恩赦をしております。人によつては、期間は無制限にやるといふことになりませうか。一応申し出やなんかない期間が切れて、はるかに長期にわたつての——一年近くとしまして、なつてからね、恩赦令によつて復権をして、こういう事実がありますよ。どこにめどを置くのですか。個別恩赦の要求をすれば、選挙違反に限っては、全部、期限を問わずに恩赦を適用すると、こういうことになりませうか。これは局長でもいい。

○政府委員(笛吹亨三君) 政令恩赦というものは——これは今回の恩赦とは関係なしに一般的に申し上げますが、基準日をきめまして、基準日まで申し上げる者がどうというふうな規定のいたし方をしておりますので、そこに必ず限界がござまして、先ほどおっしゃいましたように、その前日の者は救済されたが、それより一日おくれたがために救済されないという結果が、これは結果的にどうしても政令恩赦というものは出てまいらな

でございます。したがって、先ほどもおっしゃいましたように、それでは公平という点からは欠けるじゃないかというふうな配慮もございまして、若干の問題は、よく、政令恩赦が出されるときに、特別記念恩赦といつて、一般個別恩赦ではございませうけれども、その記念恩赦として、基準をきめて、それをある程度救済するというのもいたすのでございませう。しかしながら、恩赦というのは、政令恩赦あるいはその特別記念恩赦だけではございませうで、常時恩赦を実施されております。それが今回御審議仰いでおります中央更生保護審査会でございますが、したがって、選挙違反に限らず、何の事件でございまして、常時中央更生保護審査会では恩赦の審査をいたしておるわけでございませう。前の——いつのことか存じませんが、復権令が出たあと一年もたったあとまだそんなものがあるじゃないとおっしゃいますけれども、これは、別に、復権令とかそういうものとは関係なしに、いろいろな事件の個別恩赦が常時出ておりまして、中央更生保護審査会が審査し、恩赦相当であると認めたものは法務大臣を通じて内閣のほうに申し出る、こういうことをして常時恩赦が行なわれておるわけでございませう。ただいま御指摘の面はそういう面じゃないかと思ひますが、その点は具体的にわかりませう。ちよつと申し上げかねますが、そういうふうな仕組みになっております。

○矢山有作君 ちよつと関連。

これは保護局長でございませうが、いまの質疑を聞いておられますと、もう十五日恩赦というところが予想されるという現在の時点でおかつ、内閣の権限だということ具体的な考え方をいま全然お示しにならぬので、私も、一体内閣がどういふふうにお考えになつておるかということなるべく知りたと思ひます。

そこで、明治百年恩赦のときに、公職選挙法違反関係の恩赦を具体的にどういふふうにやられたか、逐一御説明願ひたいのです。

○政府委員(笛吹亨三君) 昭和四十三年十一月一

日を基準日といたしました明治百年記念の恩赦におきましては、政令といたしましては復権令が出されたわけでございませう。この復権令の内容は、もう御承知のことだらうと思ひますが、第一条で「次に掲げる罪について一又は二以上の罰金に処せられた者で、昭和四十三年十一月一日(以下「基準日」といふ)の前日までにその全部の執行を終り又は執行の免除を得たものは、その罰金に処せられたため法令の定めるところにより喪失し又は停止されている資格を回復する。ただし、他に罰金以上の刑に処せられていたときは、この限りでない。」といたしまして十一の犯罪をあげておりますが、一が「公職選挙法に違反する罪」でございませう。二が「旧刑法第二百三十三條から第二百三十六條までの罪」、三が「政治資金規正法に違反する罪」、四が「地方自治法第七十四條の四の罪」、五が「最高裁判所裁判官国民審査法に違反する罪」、六が「物価統制令に違反する罪」、七が「地代家賃統制令に違反する罪」、八が「食糧管理法に違反する罪」、九が「食糧緊急措置令に違反する罪」、十が「道路交通法に違反する罪」、十一が「自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反する罪」、こういったことに規定されておるわけでございませう。

○矢山有作君 これは私も十分調査しておりますが、こういうことをやられちゃおりませんか、基準日から三月以内の罰金刑が確定すればそれを復権の対象とする、こういう便法をとられていないでしよう。

○政府委員(笛吹亨三君) 便法といひますが、ただいまあその第一条の初めだけを申し上げましたが、第二項におきまして条文を読み上げますと、前項に掲げる罪について基準日の前日までに一又は二以上の罰金に処せられその一部又は全部の執行を終り又は執行の免除を得ていない者で、基準日から起算して二月以内にその全部の執行を終り又は執行の免除を得たものは、その執行を終り又は執行の免除を得た日の翌日において、その罰金に処せられたため法令の定めるところ

るにより喪失し又は停止されている資格を回復する。」「こういふのが二項にあります。それから第三項では「第一項に掲げる罪について基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、基準日以後にその裁判に係る罪の一部又は全部について又は二以上の罰金に処せられた者で、基準日の前日までに確定した罰金については基準日から起算して二月以内に、その他の罰金については基準日から起算して三月以内に、その全部の執行を終り又は執行の免除を得たものについても、前項と同様とする。」「こういふのがありまして、二項では、基準日の前日までに罰金が確定しており、またしても執行が終わっていないものは二月以内に執行を終えれば復権する、それから第三項におきましては、基準日の前日までに略式命令の送達とかその他第一審の有罪の判決の宣告がありましたものにつきましては、基準日以後に裁判が確定して三月以内納めたものは免除、その翌日において復権する、こういう規定になっております。

○矢山有作君 ちよつともう一つ、いま私それ実際なら見せてもらってやたらほうがいんですが、関連だから気のついたことだけ申し上げておるんですが、いまの御説明を聞いただけでも公職選挙法違反がいかに広範に救済をされておるかというところが実証されるわけでしょう。そういうふうにお考えになりませんか。

○政府委員(笛吹亨三君) これは公職選挙法だけに限った条文じゃございませんで、先ほど読み上げました復権令の第一条の第一項に掲げております罪全体について同じ取り扱いをいたすことになっております。

ておる、公職選挙法違反に対する恩赦がきわめて広範に適用されるではないかと。これではまずまずあなた方が強調する公平の原則から逸脱するではないか、このことを指摘したいわけですが。率直にこちらが言っていることを受けとめて、それに對して率直なる答弁をするというのがあなたの方の任務ですよ。そのときどきで、答弁で、ことばの先でござますようなことはやめなさい。国会というのとはことばの先でござますし、やるところではないのだから、事実を明らかにし、その事実を誤りがあるならそれをただし、そのために努力するところが国会の場じゃないですか。どうなんですか、政府委員として。いいかげんなことを言っておつてはだめだよ。きわめて広範でしようが、公職選挙法違反事件に対する恩赦の適用が。

○政府委員(笛吹亨三君) 明治百年記念恩赦の場合には、復権令がそのような罪を取り上げて復権さすようにしたものでござりますから、公職選挙法関係も相当な数字が出ております。これが数字が一番多いのは道路交通法違反でござります。ですからこれは公職選挙法だけを取り上げてやつたといふから考えてもそうも考えられないわけございまして、数から申しますと、道路交通法違反が一千万人以上の数が出ておりますから、数から言えればこれは圧倒的な数が道路交通法で出ております。

○矢山有作君 あなた方は全く率直でないね。道路交通法違反をもつてきて選挙法違反に対比してものをいえば、これほど交通法違反といわれても情勢の中で道路交通法違反事件が多いのはわかり切った話じゃないの。そういう議論のすりかえをやつてはだめだといふのです、議論のすりかえを。いま問題にしておるのは公職選挙法違反を恩赦の中に含めることはけしからぬという話をしておるわけですよ。そういう観点からものを考えた場合に、なるほど道路交通法違反その他と同じような取り扱いをしておるにしても、公職選挙法違反に對してきわめて広範な恩赦が適用されるのでは

ないかといふことを、その問題点を指摘しておるわけですよ。まあ言えはこうといふような問題の焦点をぼかすような議論をなさな。どうかね、保護局長、そういう焦点をぼかすような議論をしてはだめですよ。

○政府委員(笛吹亨三君) ちよつと御質問の趣旨がわからないのでございます。

○矢山有作君 もう一べん言いまし、質問の趣旨がわからなければ。われわれがいま問題にしておるのは、明治百年恩赦あるいは今回の沖繩恩赦で予想されるであろう恩赦の範囲の中に公職選挙法違反を含めて、しかも恩赦対象になる者の中で公職選挙法違反が九〇%以上占めるという実績もある、こういうようにまさに恩赦というものは公職選挙法違反を救済するために行なわれておるようなものではないかと、しかもそのことが世論のきびしい批判を受けておる、したがって、私どもは公職選挙法違反事件を恩赦の対象に含めてはならぬといふことを議論しておるわけですよ。そういう議論をしておるときに、たとえば明治百年のときの恩赦対象に公職選挙法違反事件をどういう形で加えたかという話を聞いてみると、他の案件と同じではあるけれども、きわめて広い範囲で加えておるではないか、そのことは間違いないではありませんかと言っておるんです。何も道路交通法違反の問題と比較してどうこう言っておるわけではないんですよ。

○政府委員(笛吹亨三君) ただいまの御質問の趣旨がよくわかりましたが、それならそれとおりでございまして。

○加瀬完君 そのとおり重ねて恩赦のたびごとにやつてきたんだが、今度もまた恩赦令が施行されますときに重ねて公職選挙法違反者というものをだけを救済するということに結果においてはな、そういうやり方を局長としては御賛成なんですか。

○政府委員(笛吹亨三君) 御賛成と言われても、私何もまだ申し上げておりませんので何ですが、今回の沖繩復帰記念恩赦につきましては、先ほど

も申し上げましたように、まだきまつておりませんので、何とも申し上げる段階ではございません。

○矢山有作君 それじゃ、これは済んだことだから言えるだろうと思うのですがね。保護局長、あなたは保護局長という立場からお考えになって、明治百年の恩赦のときに、いまあなたがそこで読みに来たような、広範な公職選挙法違反を恩赦の対象に加えたことが、これは適当だと考えておられるのか適当でないかと考えておられるのか。これは済んだことに対する保護局長としての見解として私は言えると思ひますよ。適当だと思ひますか。それとも不適当だと思ひますか。

○政府委員(笛吹亨三君) これは昭和四十三年当時の内閣が慎重に御審議になりましておきめたこととござりますので、適当にやられたものだと思ひております。

○矢山有作君 まあ保護局長としてはそのくらいの答弁しかできないのかもしれないね、そばに大臣もおることだし。

そこで、大臣のほうどう思ひますか。いま保護局長説明されたのはよくお聞きになっておつたと思うのですよ。公職選挙法違反についてきわめて広範に恩赦の対象になった、明治百年恩赦のときに。このことをいまあなたが法務大臣という立場で考えられて適当だと思ひになるかどうか。これはあなたなら言えると思ひますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 広範と言われるとあれですが、まあ選挙法違反を含めなければあれでしょうが、選挙法違反も含めるといふことになるとういうことになるんじゃないかと考えるわけですが。

○矢山有作君 法務大臣、そんなとほけちやいけません。あなたにそうぬけぬけとほけたような答弁されますとここのほうがびっくりするの、公職選挙法違反がどういふ形で恩赦の対象になったかといふことは、いま一条の二項、三項と保護局長がお読みになったのですから、それをこらんに、なるほど広い範囲にほとん

ど公職選挙法違反というものはこれで全部救済をされる形になっておると、広過ぎるとお考えにならないかと言っているのです。これほど広範にこれを救うことが、世論のきびしい批判の前に同じようなことをあなたがおやりになると考えておられるならこれはたいへんなことなんで、だから明治百年記念のときの恩赦のやり方に対する、公職選挙法違反の恩赦のやり方に対するあなたの考え方を聞いています。道路交通違反なんか関係ない。

○国務大臣(前尾繁三郎君) そういうことを言っているわけじゃないんですが、要するに問題は、選挙法違反を含めるか含めないかということ、含めるということになると、公平なり何なりの点からたまたまのような結論になったんじゃないかなど、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○矢山有作君 いいですか。悪いですか。いいとお思になるのですか。悪いとお思になるのですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) これは善悪は当時の事情をたどってみないとよくわかりません。いまからそれを批判するべき私には資料も何もないわけでございます。

○加瀬完君 まあ大臣が適当な答えをするのは前尾さんだけに限らないからこれは別にとがめませんが、局長、政府委員はもう少し的確にお答えをしていただかなければならないと思うのです。私は法務委員というのはあまりやったことではないのですけれども、ほかの政府委員のほうが法律専門家であるあなたの方よりも的確な説明をいたしますね。

私たちが法案を一つもやらないというそしりを受けては困りますから、この犯罪者予防更生法の新旧対照表というのがありますね、この第七條に「(委員長及び委員の職務)」というのがありますね。この中に「委員長は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすることはならない」とある。この積極的に政治活動

動をしてはならないということは、具体的にどこから先のことをすれば積極的ということになるのですか。どこまでのところは積極的でないということになるのですか。こういう不明確な規定というのが一体規定になりますか。

○政府委員(笛吹亨三君) 犯罪者予防更生法一部改正法案の第七條にそのような条文があるのでございますが、これは委員長が今度常勤にしたいだきますために、常勤の特別職公務員の処遇に關しまして、これは国家公務員法の適用が直ちにございませぬので、いずれも特別職の公務員につきまして、常勤の特別職国家公務員につきましてはこのような規定を置いておるのでございます。そういったしますと「積極的に」といいますと、それじゃどの程度の政治活動をしてはいけないのであろうかということになりますと、これは一般職の国家公務員に規定されております制限とはまた違ひまして、それよりもいささかゆるいものであるということに定説はなっておりますけれども、それぞれを職務に應じてきめていくべき問題でございまして、一般職にきめられていた範囲の中からどこからどこまでだという規定にはなっておりませんのでございます。

○加瀬完君 だからさっぱりわからないというんです。なぜ政治活動をしてはならないときめられないのか、普通の公務員のように「積極的に」というのは、消極的なことならやていい—あなた方が考える消極的なことというのはどんなことをやていいのか。積極的なことをやていいかないというのはいくつか、積極的という言葉のか。その具体的な基準がなくてこんなことをきめただけで空文でしようか。

○政府委員(笛吹亨三君) 先ほども申し上げましたように、各種の特別職常勤公務員につきまして、同様の規定が設けられておるのでございますが、それがすべてそれではそれぞれの特別職の種類によりましてそれぞれの職務が違ひますので、一がいに、これは同じことばで用語を使つておりまして一がいに言えないのでございますが、こ

の中央更生保護審査会の今度の常勤になります委員長につきましては、一般職の公務員に課せられております国家公務員法第百二條によります人事院規則一四の七の規定がそのままではまるわけではございませんが、またそのとおりを制限をするわけではございませんが、これに比較的近い活動をしてはやはり制限されるというように解釈しております。

○加瀬完君 いまその法文の内容なんか、いろいろ文字なり文体なり文章なりというのが問題になつておりますけれども、法務省ですからもつと的確なことをば使つていただきたいと思つたので、説明してもわからないようなことばでしよう。具体的には、あなたがいまいろいろ説明されたけれども、どこまでやていいか、どこからやるべきかということの説明は一つもない。これはまあ、ただ指摘をしておきます。

最後に、いろいろ御答弁はなさつていらつしやいますけれども、公職選挙法違反者を対象に恩赦が行なわれるというところは、これは既定の事実と推測されます。そこで世間でもあつて大赦令みたいな形でやると思われませんか、そうなつてくると、それぞれの個々についての公平の原則というものがそこなわれる公算が非常に多く予想されます。それで、恩赦を施行するに於いて、公平の原則を貫くという点で現在どういう点が考慮をされ検討をされておるか、この一点にしばつて、局長でもけっこうです。お答えをいただきます。

○政府委員(笛吹亨三君) 今回の沖繩記念の恩赦につきましては、先ほど来大臣からも私も申し上げましたように、現在検討中でございます。まだきめてございませんので、具体的にどういった点をどうだということについてはこの際は一ひつつ差し控へさせていただきますと思つたのでござい

○加瀬完君 どういう犯罪対象に対してどうするということをお聞いているんじゃないんですから、公平の原則を守るといふことについてはどうい

ことが現在検討されてきたか、あるいはあるか、こういうことです。たとえばということ、こういう問題を検討しました、こういう問題も検討しましたということをおつしやてくれればいい。

○政府委員(笛吹亨三君) たとえばということ、申し上げますと、具体的な問題になつてまいりますので、この際一ひつつ差し控へさせていただきますと思ひます。

○加瀬完君 これは犯罪者であらうとなかろうと国民の側からすれば、公平の原則というのが守られるか守られないかというのは一つの大きな心配だ。あなた方が、単に公職選挙法の違反者だけを対象に私どもはやつておるんじゃないやなくて、一般の犯罪者に対してもこういうふうやておりますと、すべてが予期せざる喜びを感じるように私どもは施策を進めておりますということであればうなずける。ここまでて恩赦はするということとは政府も明言している。一部新聞に報道されている。それは知りません。知りませんなら、少なくともワクをしぼつて、公平性を保つという点からいってどういふ点だけは私ども主張しています、今度の恩赦で一つの筋にしたいと思ひますといつたようなことを説明されてしかるべきだと思ふ。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいま先ほど来いろいろお話がありますが、問題点をいろいろ指摘されておるわけでありまして、そういう点についてわれわれいろいろ検討をしておるところでありまして、またできるだけ公平なものでなければならぬという考え方については何ら変わりなしに検討いたしておるわけでありまして、遺憾ながらこの恩赦というものの性質上、ただいまいろいろ具体的なことを申し上げるということができないことはなほ遺憾に思つておるわけでありまして、いづれにいたしましても、皆さんのいろいろ御意見については私十分拝聴しながら検討の対象としてやつておるつもりでありますので、その点はお許し願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 しつこく私が質問いたしておりますのは、恩赦法が制定されますとき、選挙違反とい

うものをこの対象にすべきかすべからざるかというところが議論されました。あるいは先例から見ても公職選挙法違反というものは恩赦から除外されておつたにやありませんか。それがこのごろは恩赦という選挙違反が主軸を占めるようになってしまった。あらためて伺いますが、立法の趣旨はあなた方はどう受け取っておるんですか。その当時の立法の趣旨の中に選挙違反も含めて考慮すべきだというような説明なり、あるいは審議の過程でそういう議論が行なわれましたか。いまの公職選挙法違反などは除外されるべきであるというふうな議論はなかったんですか。これは局長でもけっこうです。

○政府委員(富吹亨三君) まずただいまの恩赦法が制定されたときの立法の趣旨でございますが、これは昭和二十二年でございますね、当時の帝国議会にかかつておるわけでございます。恩赦法制定の立法趣旨として述べられておりますものを要約いたしますと、旧憲法下におきましては、恩赦は天皇の大権事項でありまして、したがって、その方式、効力、手続は勅令をもって定められていたが、現行憲法では内閣が決定し、天皇が認証することに改められましたこと、また、恩赦が裁判の結果を変更するという重大な結果を伴うことなどを考慮して、恩赦に関する基本的な事項は法律をもって定めるのが相当であるとして立法に及んだものであるということが提案の趣旨として当時の記録に残っておるわけであります。

それからただいま御質問の、当時立法の段階におきまして、帝国議会の審議の段階におきまして、選挙違反について論議されたかというところでございますが、これは当時の議事録を若干見たのでございしますが、選挙違反を除くとか除かないという議論は一つも出ていなかったと考えております。

○加瀬完君 それは天皇の大権のときの大赦ですら選挙違反は除いておつたという先例がありまして、制定の当時は、恩赦の主役が公職選挙法違反者だという前提が審議をする者の中にもほとんど

なかった。それでこの問題は議論をされなかったと私どもは当時の人から伺っておるわけでございします。

時間がなくなりまして、最後は述べましたけれども、最初大臣が、恩赦法の一部を改正する法律案につきまして、その必要がないというお答えがあった、これは参議院においては、衆議院のほうに回つてからは通りませんでしたけれども、各党派とも賛成をして通つた事実があるんです、同様の趣旨のものは、ですから当時は大臣の属するところの自民党も参議院においては賛成をされたわけですから、これを政府として拒否する理由は何にもないでしょう。審議会をつくつて適当なアドバイスを受ける、ととらないは政府の権限ですから、そういう一つの機関があつて恩赦というものについて政府の権能ではありますけれども、一部国民の批判があるというなら、その国民の批判の側の意見を十分聞いてそれから恩赦の完全な適用をしていきたいと思いますという参考機関を設けるのにはやぶさかであつていいはずはないでしょう。そういう御趣旨でそこに提案されたものと思ひますので、反対ですではなくて、これは前向きに検討をして、政府のじやまをしようにというのではなく、国民の声を正式の機関を通して伺つていただきたいと思ひますが、いかがですかということですが、御賛成をいただきますと思ひますが、重ねて伺ひます。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 政府の意見としてきまつたものではあります。私個人の考えますところによつて、また現在こういう審議会が設けられていない理由というのを考えてみますと、ただいま申し上げたような秘密性の問題、責任の問題、そういうような問題点がいろいろありますので、その問題点が多いことを申し上げたわけでありまして、もとより御提案になつておるわけでありまして、それをきめられるのは国会であります。私の個人的な意見をただいま申し上げたにすぎませんから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 大臣がおっしゃる通りに、個人的意見とおっしゃるけれども、法務大臣ですから法務大臣としての万全を期するためにそういう正式な諮問機関というものがあつてしかるべきだと思ひます。御見解を私はおっしゃつていただきたかつたと思ひますが、確かに恩赦令は政府の責任でおしやいます。その結果、選挙違反者が大量赦免になつて選挙がますます腐敗するということについては何も責任を問わないということでは、私は政府の責任ということにはならないと思ひます。

で、提案者の鈴木議員に、特にこの決議案を出されて御賛成をいただいたわけでございます。で、いま法務大臣の御見解をお聞きいただきました。私は決議案なりあるいはこの恩赦法の一部を改正する法律案なりというののますます必要を感したのではないと思ひますが、ひとつ御所見を承つて終わりたいと思ひます。

○委員以外の議員(鈴木強君) 私はこの席から加瀬委員の質疑を伺つたのでございしますが、加瀬委員のおっしゃることは、非常に現在の国民の気持ちに率直に言われていると思ひます。その点に対して政府側からいろいろの御答弁がございまして、なるほどその理屈に合つてるところからそのとおりの御答弁が出るかと思ひますが、どうも問題をぼかしてしまつたかと思ひます。答の内容でありましたことを非常に残念に思ひます。われわれが恩赦から公職選挙法違反の方々を除外すべきであるというところは、過去八回行なわれてまいりました戦後の恩赦の実施の内容等をよく調べてみまして、あまりにもこれはひど過ぎる。憲法第四十一条にある、国会は国権の最高の議決機関であるというこの最高の権威を保持するためには、やはり選挙違反をしたような人たちがおらないことがこれは当然のことであつて、われわれ同僚でありましたけれども、たとえば小林君だとか黒住君だとかいふ、ああいった組織的計画的な、まことに許すことのできないような大がかりな選挙違反が出たときに、国民はこれをど

う見るでございましょうか。われわれも同僚としてパッパをつけていることが恥ずかしいくらいに私は思ひました。それで国会が国権の最高機関であるとか言つてみたところで、国民は何だという気持ちになるのはあたりまえでございます。ですから国会というのが権威をなくしていく、国民から遊離をしていく。これではいけないというので私たちは、あまりにも過去の選挙違反に対する恩赦のやり方が露骨ですから、そういう意味で今回の沖繩恩赦の際には、いろいろと批判を受けているこれらの問題を払拭して、そして国民の皆さんから権威ある国会として意義づけたい、そういう趣旨でございます。したがつて、決議案もそのこととあります。私も恩赦法の一部改正の提案者になつておりました、同様の趣旨から、ここにせめて最小限度国民の批判を率直に受けて是正していくのにはこういう方法がよろしいので提案をしたのでございします。何も政府の専決権、行政権を奪い取るうと思つたものでもありません。

加瀬委員のおっしゃつておる通りに、政府の専決事項でありまして、各省にはたくさん審議会の持たれて、そこでより国民の皆さんの意見を聞いて、主権在民、ほんとうにいまの民主憲法に沿えるような形で、一人でも多くの国民の意見を聞いていくということからいろいろ審議会が持たれておると思ひます。ですからそういう趣旨でございまして、別に他意はないのでございします。より英知を集めて国民の批判を受けたいというにりつぱな恩赦をしていただきたいというところでございします。今回ランパート恩赦といわれてるものを見まして、アメリカ側二名、琉球側二名、四名の恩赦審議会というののございまして、そこでやはりアドバイスを受けていろいろ慎重にランパートさんに意見を述べておる。それを受けて恩赦をやつたというようにも私たちは聞いておるわけでございします。まさに民主主義の進んだアメリカのやり方だと私は思ふのでございします。そういう意味においてここに提案された、特に加瀬委員の御指摘の恩赦法の一部改正につい

ては、大臣が個人的な意見をおっしゃったのです
が、私は率直に言つて不満です。これはもう大臣
は最後におっしゃつたように、当然これは議會が
きめることでございますから、あのときの答弁
は、法務大臣として国会の御審議の経過を待つと
いうふうにやられるのが一番適切だと思ひまし
たけれども、何かほんと先に言われましたので、法
務大臣の正式の見解と聞きました。しかし、いま
訂正されて個人の見解と言われましたが、
それにしても少し残念です。まあそういうふうな
気持ちで率直に私は持つております。三十二年四
月十日、第二十六回国会の際にもこれは内容は
ほとんど変わりません、ただ審議会の構成が多少
違つただけでございます、同様の審議会をもつて
よりりつぱな恩赦をやつてもらうというので満場
一致これは自民党も当時賛成されて、参議院
で可決されてる歴史的な事実があります。そう
いう事実をどうも無視されたやうなかついで、
個人的意見として述べられたことは非常に残念
に思ふわけでありまして、どうかそのことを――

何もしないでそのことをとりたてて言うわけではござ
いませんので、ひとつそれはそれとして大臣の気
持ちはわかりましたので、政府側としてもこの審
議を見守つていたでいて、できるならそういうふ
うなほうにいくように御助言をいただけたらむし
ろ非常に幸いだと思うのでございまして、この機
会に、法務大臣前尾さん御出席ですから、そうい
うことを私からもお願いしたいくらいでございま
す。

どうぞ皆さん、参議院は良識の府でありまし
て、二院制をとつております今日、過去の歴史を
見ても、そういうことは非常に不十分であるかも
しれませんけれども、良識が発揮されているわけ
ですから、各党派を越えてこれはぜひ御賛成をい
ただきたい。かようにお願いするものでありま
す。どうもありがとうございます。

○矢山有作君 保護局長に伺います、昭和四十
三年十一月一日の復権令で何らかの事情で救済が
なかつた者について、さらにこれを常時恩赦とし

て救済をしておる件がありますね。そのように聞
いておりますが、どうですか、これは。

○政府委員(笛吹亨三君) 明治百年記念恩赦に行
なされました復権令、それからそのときに同時に
出されました特別恩赦基準がございまして、ただ
いまおっしゃいました常時恩赦というものは、それ
以外の常時恩赦という御趣旨でございまして、
か。ちよつと質問の趣旨をお尋ねいたします。

○矢山有作君 言い方が悪かつたからもう一ぺん
言い直しまして。明治百年恩赦のときに特別恩
赦として出願された事件のうち、出願期限その他
の関係で形式的な要件を欠いておつたために、常
時恩赦として救済している例があるでしょう。こ
れはどのくらいありますか。

○政府委員(笛吹亨三君) 明治百年記念恩赦とし
て出願されました事件のうちで、そういう形式
的な要件を欠きましたために常時恩赦のほうに回
されて審議された事件がございまして、それが昭和
四十四年に六百四十件、四十五年に三十九件ござ
います。

○矢山有作君 だから見てみますと、先ほどあな
たが御説明になつたように、四十三年の復権令で
第一条の二項、三項を適用し、さらにその前の三
十四年のときの復権令を見ましても、やはり相当
広範な救済をやつておるわけですね。これを適用
していけば何じやないですか、裁判所でまだ確
定をしてないでね、係属中のものまで適用されて
くるやうになるわけですね、私はそういうふうに思
うのですがね。おそろく判決確定しないで、判決
の確定しないやつは係属中ですからね、係属中の
ものまで救済されるということになりますね、こ
れを適用されれば、そういうやうな広範な適用を
やり、しかもさらに形式的要件を欠いたからとい
つて常時恩赦のほうに回してさらにこれを救済
をしていくと、こういうやうに公職選挙法違反の
救済についてはきつめて手厚い方法がとられてお
る。このことは私はやはり現在世論が公職選挙法
違反事件を恩赦の対象とすることにきびしい批判
があることの根拠だと思ふのですよ。これは従来

こういうことをやつておるのですからね、私ども
はやはりまたこれをやるのじやないか、こういう
心配が出てくるのは当然なんです。先ほど来大
臣は、恩赦というのは常時あるのではないのだか
ら、何ら犯罪助長にはならぬと言われまふけれど
も、たとえば明治百年の恩赦にしたところで、今
度の沖繩恩赦にしたところで恩赦がありそうだと
いうことは数年前からわかつておるのですよ、数
年前から。これは政治的な関心を持つておる人な
らだれだって知つておる。だからそういう状態の
中で選挙が行なわれるわけですね。だから今度は沖
繩恩赦があるのだから、今度はいついつ、たとえ
ば四十四年には必ず恩赦があるぞ、こつて言う
ならば四十七年には必ず恩赦があるぞ、これは
沖繩恩赦と、こういうことで恩赦で公職選挙法違
反事件が全部救済されるということになれば、こ
れは違反してもかまわぬから当選すればいいのだ
という根性になつて選挙をやりがちになつてくる
ことは、これは私は否定できないと思ふ。こうい
う意味で加瀬委員は、こういう恩赦のやり方では、
それは公職選挙法違反を助長する形になるという
ことを指摘したと思ふのです。この点は大臣は
よく腹に入れてこれだけきびしい問題になつてい
るわけですから、今度の沖繩恩赦に対処していた
だきたいということを希望しておきます。

○後藤藤雄君 保護局長にちよつとお聞きをし
ますが、これは法律の内容について不明確な点があ
るのでお聞きをするわけですが、恩赦法の関係で
すね、御承知のように、恩赦については政令恩赦
とそれから個別恩赦――いまお話がありました常
時恩赦と申しますか――があるわけですが、調べ
てみると政令恩赦の場合には第二条に大赦のこ
とが規定してある。それから第六条に減刑のこ
とが書いてありまして、第九条に復権のことが書
いてあります。それから第十二条がすなわち個別恩
赦――常時恩赦のことですが、これはもちろん大
赦が抜けておりまして、特赦、特定の者に対する
減刑とそれから刑の執行の免除と復権のことが書
いてありますが、そこで政令恩赦の中で、ちよつ

と見ようが悪かつたかどうかからぬが、抜けて
おるのが特赦の規定ですね。第四条に規定があり
ますが、これが特赦で、それから第八条に刑の執
行の免除の規定がありまして、これは政令でい
れるのかいかなのか、これはちよつと条文を
見てもわかりにくいのですが、その点をちよつと
お伺ひいたします。

○政府委員(笛吹亨三君) 特赦は、有罪の言い渡
しを受けた特定の者に対して行ないますので、こ
れは政令、一般恩赦ではやりません。個別恩赦だ
けでございまして、それから刑の執行の面でも同様
でございまして、これは一般的恩赦ではございま
せんので、政令ではやりません。個別恩赦だけで
ございまして。

○委員長(阿部憲一君) 三案件に対する質疑は、
本日はこの程度といたします。

午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分ま
で休憩いたします。

午後一時三十分休憩
午後一時四十分開会

○委員長(阿部憲一君) これより法務委員会を再
開いたします。

検査及び裁判の運営等に関する調査を議題とい
たします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方は順
次御発言をお願いします。

○野々山一三君 先般の質問を通して私の求めて
おる資料要求というものがもつと明らかにされな
ければいけないという趣旨で、この間相当長時間
にわたつて質問をさせていたいたわけですが、す
けれども、その結果約二十日間、それで速記録が届き
ましたのはおとといでございまして、その速記録
と私が質問を通して求めた資料がどういうやうにい
なつておるかというところを、先にちよつとこれ
は委員長並びに理事さんに知つてもらわれないと、
この問題の処理がでないのでもちよつと申し上げ
ますので、そのことを前段に申し上げ、ひとつ見
解を求めたい。要求をいたしましたものはたくさ

んございますけれども、この中で議事録がないからこれはいんでしょねといつて事務当局から、つまり専門員室及び参事官室から伺いが立てられた、私のところへ。私は、速記録を土台にしてそれは調べてもらわなければ困る。一つ何々で質問を資料要求をしたわけではないのだから、それで全部出ていくべきものであるにもかかわらず出てこないから質問を通して明らかにして、それに答えてもらいたいということであるから、これだけじゃ困ると言ったんですが、だけれども、出てきたのはこれでもいいですかときたから、私はこれは一つの参考にはするけれども、これじゃ困るということをはっきりと申し上げたんですが、そういう経過がある。それで実際にそれじゃその事務当局からこれでもいいですかと言ってきたものの中で出たものはどうか。これには五件、細密に言うると八件なんですけれども、出てきたのは五件なんです、二十日間。それから質問を通してこれは出していただけますと、出しますと言ったものの合計を言いますと十八件あるわけですが、十八件。裏を返して言うると十三件は出でいていない。これはたいへん申しわけないんですけれども、全部速記録がないから速記録のもとを記録部から持ってきたから、それによって全部手はつけてありますから間違いない。これは二十日間かかって出でこない。一体これはどういうことなんだろう。会期は三百六十五日のうち何日あるんですか、あと何日国会の会期があるんですか、いまのところ五月二十六日までですね。そうするとあともう十日ですけれども、これは二十日間も待ってなかつ十八件のことが約束されているのかかわらず五件しか出てこない、十三件は出てこない。その中で明々白々約束されているものも出ていないというのが実情なんです。これは委員長、質問の前に資料の提出を求めたことであつたので、私は質問を留保して次の機会にということにしたわけですが、結局私は、委員長はじめ委員会は、関係当局に無視された。もっと突っ込んだ言い方を

すると、国会の審議権をまるきり問題にしてないということではないかと思ふんです。これは委員長並びに国務大臣としての法務大臣がいらっしゃるので、こういう事情についてひとつまず見解を承りたい、これが第一。

それから第二に、資料というものが非常に不完全である。まったく、出せばいいじゃないかという態度である。これはひとつ私は、官房長官あとで見えるから、誠心誠意善最を尽くして出しますと、それこそが審議権を守ることであり、私は、国会議員として、また官房長官として当然の権利である、そこに誇りを持っているから国会議員としてやっていられるんだとおっしゃったわけですが、けれども、実際はどんなものが出てくるかということをおっしゃって申上げなければならぬ。皆さんのところに行っているかどうか知りません。私は全員にこれを配れと言ったんです、委員部を通して。

これは件名別に拾ってみますと、全部拾ってみました。これだけございまして、全部拾ってみました。これは一件に対する、つまり、秘密が解除されたものの中の代表的なものとして出されたものである。いいですか、これを見てみましょう。法務省は「司法書士認可に関する選考試験問題」、それが解除されている。それが一体「次官会議申合せ」に賛成するかしないかは別として、「国益に」云々ないしは「損害を与えてはならない」、「重大な」云々というものにどうして合致するのか。外務省で言うならば、たとえばこれははやや中身のものです。「ネパールに対する農産物の資の援助に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する閣議決定(案)」、こういうようなもの。外務省は試験ではございせん。演説の原稿です。あるいは条約に基づくものというふうなものであります。今度は大蔵省へまいりますと、「昭和四十六年度大学入学資格検定試験問題の決定について(伺)」というふうなものしか出ていない。試験の問題についての伺

いというのです。これが国益とどういう関係があるのでしょうか。こういうものを出せばいいではないか。

これは私は根本的にこの際意見を述べておきたいけれども、根本的にこれを次官会議でいうところの機密及び秘密というものとどういふ文言及び概念でもってとらえるべきものであるかどうかというところを資料そのものを出さず態度というものは全く問題にならない。これでは私が二時間半もこの問題に趣旨というものを、あるいは官房長官や法務大臣が回を重ねて、これでは不適当だと思ふ、誠心誠意やりなすと言ったものに値するものでしょうか。厚生省は「薬剤師国家試験問題」、そういうものです。それから農林省「八郎潟中央干拓予定地入植者選定第二次審査筆記試験問題」、そういうものです。第二は「外国産食糧(小麦)の買入価格予定について」、これは価格の問題ですから多少は、秘密がいいかどうか、国益云々に関するところかどうかは別として、あれでなければ、通産省「対華円借款の使用期限の延長等に関する交換公文案について」、運輸省「ノルウェー・ウィロック通商海運大臣の意向についての(意見具申)」というものです。それから、原稿の原稿の原稿というたぐいのものでしょう。しかし、これも試験問題でないことだけは間違いないでしよう。多少価値がある。価値があるというか、秘密と主張される価値があるのかもしません。かもしませんという程度です。郵政省「無線従事者国家試験の試験問題の決定について」、つまり試験、労働省、やっぱりこれは同じなんです、労働、金庫の検査及び調査の決定について。建設省、「昭和四十六年一級建築士試験の合格者の決定について」、これが「秘」ですな。

——というふうに並べてまいりますと、みな——このごときは、これはごらんいただければわかる。法務大臣、ちょっと見てくれ。この紙が、あなた見えますか。——見せましょうか。これは、赤い字が書いてあるのは全部これ試験なん

ですよ。全部試験なんです。全部試験なんです。全部試験です。試験問題。これが、一体国益・国損に、どういふ関係があるのでしょうか。

「次官会議の申合せ」であるの二項の——よしあしにかかわらず、一体試験問題というものを、これは試験問題ですから前に漏れてもよろしいという文意でもって規定づけるような性質のものであるかどうかについては、議論はあります。ありますから、官房長官は、再検討しましょう、それには法制局長官のもとで試案をつくって、皆さんの意見を聞きます、その案を出しますと、こう言った。それで、社会通念上適法なもの、こうおっしゃった。それと一体——委員長にもごらいただいていい。これは試験問題ばかりです。これが一体、資料と言えりょうか。まずそういう、私が根本に言うこの秘密問題という問題以前の問題として、国会が要求した秘密問題の中で解除されたというものの事例を現物をもって、件数をもって明らかにしなさいと言った。それで出されたものは、確かに、出さないと私は言いません。出したけれども、この中身が、この「次官会議の申合せ」に言うような性質のもの、どういふ関係があるんでしょうか。それを適法かどうか考えるんでしょうか。

もう一回読み上げましょう。『秘密文書の基準及び種類』、『秘密文書は、昭和四十四年四月十五日事務次官会議申合せに基づき、次に定める基準により、極秘及び秘の二種類に区分され、それぞれ当該文書に極秘及び秘の標記が付される。』、『極秘』とは「秘密保全の必要が高く、その漏洩が国の安全、——『国の安全』、『国の安全』です。——『利益に損害を与えるおそれがあるもの。』——『国の……損害を起すおそれがある。』試験問題が出たら、国の損害を起すおそれがある。秩序が乱れる、管理が乱れるという日本語なら、私はまあまああると思ひます。これが一体どうして国の損害に影響を与えるのでしょうか、2番目に「秘」。これは、「極秘に次ぐ程度

秘密であつて、関係者以外に知らせてはならないもの。これ、この第二の、その国益・国損にかかるといふ性質のものでしようか、この試験問題は、だれの常識から考へたつて、私はこういう資料をもつとらしい顔をしてここに持つてきて、これが資料でござんすとおっしゃるのがよくわからぬのです。まず根本的に第二はその点について、ここまで詳しく言つたのだから見解をまず述べてもらいたいと思います。

そうして第三番に言うことは、速記録で、厳密に私は速記録を十回くらい読みましたよ。全部しるしがつけてありますよ。これは人の名義に関するに及んではいけないから、全部私なりに調べてみました。そうしたらこうなりますわ。書いてあることに對して全く、手はついておるが不十分というものが歴然たるものは、政府関係機関というものは一つも、私はあれほどやかましく言つてゐるのに一つも資料が出ていない。政府関係機関の中でも、たとえば防衛施設庁というやうなものはあれは政府関係機関ですか、何ですか、あれ部内でしょう。行政機関でしょう。ただの一言も出てない。何にも書いてない、この資料の中に。この一覧表の中にだって何にも書いてない。皆さんのところに行つて行つてゐるはずですよ。防衛施設庁というものは何にも書いてない。機密も、秘密もくそもない。何にも書いてない。外務省もそう。なぜ出さないのか。なぜ触れないのか。もつと悪口を言えば、出す気がない。野々山のやううがうるさいことを言うからしやうがない、まあ適當なものを出してあげ、そういう態度でしょう。私は大臣にはそういう失礼なことはいけませんけれども、三番目に言うことは、ここに呼んでおる政府委員諸君に、生まれた日から今日までの経歴、學歷、職歴、そして日本語というものがどういふもので、人のこういう公開の席上におけるやうに意識するか、全部一人一人答弁してもらいたい。そうしなければ、これほどばかげたことが起

こるんですよ。これほど私はおこらなければならぬ理屈はないと思うけれども、あまりにもひどいから言うんです。あまりにも資料というものを求めた者に対して政府を代表する官房長官が、あれほど誠意誠意最善を尽してやります、それがわれわれの行政権に對する国会、つまり国会の調査権というものに對する、また自分も国会議員としての地位を、誇りを持つてやつてゐる立場なんだから、そこまでことばを使つて言われた意味というものを解したならば、事務当局の諸君は、一体何という態度でこの国会の委員会の質問、資料要求、そういうものに臨んでゐるのかというこゝろなんです。まずこの三つだけを冒頭に答えていただきたい。これは根本的に、委員長にも繰り返して申し上げなければ、委員会として、国会として、与党とか野党じゃないと思ひますよ。国会としてかくくしかじか資料を求めますと云つた、国会の調査権に基づいて資料は要求されたのだ。にもかかわらず、申し上げたやうな現状になつてゐる事実というものを土台にしてはかの審議ができますか。私はこの前も指摘したのだ。国会議員なんというものは議長が、この証拠によると、秘密というふうには押せば秘密ですからしやれませんかと言われればそれで一切口がいられない。偉そうなことを言つて、バツジつけてこうやつてゐるだけだ。そんな憲法五十一條やめちやつたらいい。憲法五十一條に挑戦してゐるのが政府委員であり、事務当局である。そういうことになるのじゃありませんか。この根本について、まず委員長も見解を明らかにしていただきたい。委員長だけで困るならば、ひとつ理事の諸君も委員長を中心にして見解を明らかにしてもらつて、同時にまた私の質問に大臣以下関係者が答えていただきたい。それがなければ次の質問に入れません。そのことを申し上げておきます。

○委員長(阿部憲一君) 野々山君からこれは当委員会におきまして、政府当局の内閣官房長官等に對する要求の処理等につきましては、私どもも迅速にこの当委員会に提出され、そして要求者である野々山君の手元に行くというやうなことでおつたんですけれども、またそれにつきましては、なお委員部を通じて、関係各省に要求して、それで急がしたわけでございます。ただいまお話を承ると、あまり御期待に沿うやうな、数量的にも資料は来ていないという御不満、私もまことに遺憾だと思つております。それからなおおのせつかく提出されたこの資料等につきまして、内容は資料としての、あなたの御指摘になつたやうな試験問題等々で、常識的に言つてもちよつとおかしいと思ひます。そんなやうな資料が提出されたのだというこの御不満は重々わかります。したがういまして、今後さらにこの問題につきまして、当理事會におきまして、あらためて打ち合わせしまして善処したいと思ひます。

また、きようは先般資料提出についての約束をいただいた官房長官がおいでになりましたので、その上でひとつ野々山委員からあらためて確認し、またあらためて要求していただきたいと、このやうに思ひます。野々山一三君 第二、第三の問題について答えてください。

○國務大臣(前尾繁三郎君) 実はこの資料については、私みずからは知らなかつたわけで、官房長官のほうから出したわけですが、ただいまお話の試験問題だけに集中してゐるということ、中身を拝見しますと、まさにそのとおりで、これでは率直に言つて資料にならぬとおしかりになるのはごもつともだと思ひます。

○野々山一三君 第三はどうです。きよう出席してゐる諸君は全部名前出てゐるから、全部言つてください。もうここまでくると、それこそ日本語知つてゐるのか、速記録というものを読めるかどうかかわらない人たちが、みずから政府委員と云われたつて、これはなんば議論したつて、意味ない。身分証明します。身分審査します。ちよつと出席の政府委員の名簿を持つてきて……。

○委員長(阿部憲一君) 政府委員、どなたかいまの野々山委員からの御質問に對して御返事いただきたいと思ひます。

○説明員(久次郎君) 四月二十日の当法務委員會におきまして、野々山委員から仰せのありました各省庁から提出すべき資料につきまして、確かに官房長官が提出するようにお約束をしたわけでございますが、官房長官のお答えに基づきまして、内閣参事官室といたしまして、各省庁に直ちに御連絡申し上げましたわけでございます。先生には私のほうの参事官が伺ひまして、御趣旨を承り、今日までに提出いたしました資料は、お手元にごさいますやうに、各省庁の秘密文書取扱規程、秘密という文言を用いてゐる法律の規定の例示、秘密文書の種類、種類別件数、それから解除された秘密文書の件数並びに具体例、秘密文書の決定権者及び保管方法、以上につきまして當委員會を通じて、各省庁から提出のありました資料をお出し申し上げたわけでありましたけれども、なお速記録に基づきまして、さらに必要な書類を提出すべく速記録がでさうござりまして検討いたしましたところ、先生の御指摘のとおり、われわれが當日委員會で承知いたしました以外にありましたことがわかりました。たとえば、先ほど御指摘のありました政府関係機関等の資料につきましては、速記録によつてあらためてこれは出すべきであるというやうに承知をいたしました、現在各省庁にたいへんおくれはせながら連絡をいたしてゐる次第でございます。

なおその間、先生と私ども参事官との折衝のお話し合いの過程におきまして、いろいろ御注意がありましたことも事実でございます。できるだけその御注意に基づきまして、各省庁には御連絡を申し上げてきたつもりでございますけれども、なお、ただいま御指摘のやうに、いろいろ不備不足のあつた点につきましては、今後努力を申し上げるということで、官房長官のお答えになつた趣旨にも沿うやうに努力をいたしてまいりたいと存じておる次第でございます。

○野々山一三君 いま大臣も言われた試験問題ばかりみたいなのじゃ、とても君の言うとおりの

ものじゃないという御弁解ですけれども、その件数別に見ますと、たとえばあれですね、外務省なんというのは極秘、秘というの、この前は何か秘というだけで束になって十万五百八十八でございす。それが今度二つに分けられて極秘、秘という事になってきた、出てきているものは四件です。それがたとえ、愛知さんが何々会議における演説の草案というふうなもの、それが極秘ですよ、それは解除された事例の中の一つ、一体大臣いかがでしょう。あまりとがった言い方をするものもあれでしょうけれども、常識的に見てどうなさるおつもりでしょうか、遺憾だったというところだけでは、これは審議になりませんね。どうするか言明されなければ困る。それでなければ先ほどの参事官の御答弁のように努力します、二十日間かかってようやく言明したような百のうち二か三くらいに値するものしか出てこないんですから、いつまでに出すんですか、どういふものを出すんですか。それでなければ、これは秘密というものは是非は別ですよ、賛否は別ですけれども、いまあなたの方の常識でいうと、外務省では十万五百八十八件ある、その中の四件が愛知さんがどっかでしゃべる演説の原稿文であるというふうなもの、二十日間待たれたらそれだけだ。

あなたにもう一ぺん聞くけれども、国会は何日一年のうちに開かれるんですか。そのうち二十日間というものは何日の何%の比重になるんですか。そういうことをこれはあなたに聞かなきゃ、えらい申しわけないけれども、努力しますという事ばでは、これは信用できませんよ、これはいかげすいでしょう。与党——与党というか、ほかの議員さんだっていますが、何回も言ううだけども、あと十何日しか会期はないですよ。その速度でいったら、いままでかかった日数より短いんですから、残った会期、いつまで出していただけですか。私はおとといも質問云々というお話がありましたけれども、お伺いしたんです。二日間待ってもらわなければ質問するしかないかわからない。何人いるんですか、こういうことをやる

人間が行政機関には、努力しますということばで世の中ずっと通れるというなら、憲法五十一条は何と理解されるんですか。そこにまで触れて見解を。そしていつまでに出すという事を明らかにしてもらいたい。

それから、あなたのいまの答弁に食いついては悪いけれども、政府関係機関というものが出ていけません。たとえばというのがあります。私がわざわざたといは防衛施設庁というふうなものがあるが、これは関係機関なんです。政府機関なんです。かといふ質問をしたんです。お答えになつていないでしょう。これはだれがつくったんです。このこれは、防衛施設庁なんという名前はどこにもない。日本じゅうさがしたってないや、この紙切れに、防衛施設庁なんという名前はどこにもない。見てごらんない。実際せつかく要求している。言っていることは、記録を見ましたらわかりましたと言っているが、わしがわざわざ言うても、それにも触れない、何の資格があつてそういう態度をとるんです。野々山質問だから問題にしないというなら、そう言ひなさい。阿部委員長は質問なら答えるというなら、そう言ひなさい。はつきり言ひなさい。きれいなごとき言ひなさい。はつきり言ひなさい。それのことについて答えてもらいたい、両方から。

○説明員(翁久次郎君) 私どもといたしましては、もうできる限り努力してまいりましたつもりでございます。なお、先ほど申し上げました、政府関係機関の資料につきましては、確かに速記録によつて確認をいたしましたので、直ちにその範囲並びに連絡すべき各省庁についていたしまし急提出できるように進めておるわけでありまして、国会中にもお申します、今週じゅうにでも各省庁にすみやかに提出するように依頼しようと思つております。

さらに、先ほど御指摘のありました防衛施設庁でございますが、これは各省庁の一覽表の中に外局——国務大臣を長としない外局はその省庁の中に含めてございしますので、件数も防衛施設庁の場

合には防衛庁の内数としてあがつてゐるわけでございます。

○矢山有作君 いま話を聞いていると、速記録を見てからどういふ資料提出の要求があつたということを知つたというお話のようですが、大体皆さんこへたぐさん何しに來ておられるのですか。私もたくさん委員を歩いてみましたけれども、大体質疑をやりおるときに、大体はこちらが資料要求をし、委員長が、たゞいま要求の資料は提出できますかと言われたものは必ずそこへ並んでおられる方がメモされて帰つて、そうして出してこられるはずですよ。一体、この間の質問、私は欠席しておつたからどうなつておるか知らぬけれども、會議録ができるのを見て初めてその資料を要求されておるのがわかつたというふうなことは何しにこゝに來て並んでゐるんですか、皆さん。しかも官房長官自身が提出を約束した資料なんですよ。そういう政府委員の態度というのか、あるいは説明員として出ておられる政府関係の役人の皆さんがそういうことであるということでは、官房長官すらないがしろにしておるじゃないですか。野党をなめるだけじゃない、あなた、大臣もなめてゐるんじゃないですか、与党もなめてゐるんじゃないですか、そんな怠慢なことじゃ困りますよ。そして少なくとも資料を出すときには、その資料が現在はどうしてこれだけの資料しか手に入らなかつた、残つた資料についてはどういたしますかというのを言つてくるのが常識じゃないですか。しかもそれを何にもやつていないんですよ。そんななめた審議というのにはありません。委員会をなめた審議というのにはありません。あなたおそろしくこの間の野々山委員が資料を要求されたときにどうおられたらどう思うのですか。野々山委員が、あなたを目の前に置いて、あなた自身をなめておる話ですよ、あなたも国会議員なんです。席は国会議員として、大臣になつておるんですから、そういうふうなことで困りますよ。野々山委員がおこるのはあたりまえの話で

すよ。おこつてゐるんじゃないよ、審議をやるためには必要だから言つてゐる。そういう怠慢に對して、これはいけませんという事を申し上げておるんです。これはこの問題については大臣と、あなた、参事官として出ておつたならば、その間のいきさつというのをきちつと説明して、そうして悪いところはわびる、そういう説明なんか国会というものの立場を考え、あなたの方の立場を考えた態度をとつてほしいと思ひます。

○説明員(翁久次郎君) 四月二十日の当委員会に私も末席を汚しておりました、野々山委員の御指摘になつた資料要求については、私なりにメモをいたしたつもりでございます。しかしそのときに御要望のありました資料の中身についてなお大事をとりまして、参事官室の参事官を伺ひせまして、お忙しい中をるお伺ひをし、また御説明もいたしまして、そしてできるものから逐次資料を整えて先ほど申し上げました五つの資料を各省庁から提出いただいたのでございす。

その際に私の書き漏らした中に、政府関係機関というものがございまして、この点についてはたしか五月の六日、失礼いたしました、四月の終わりに先生からもし政府関係機関があつたはずだといふ御指摘がありまして、それではなお速記録ができた次第調べまして、直ちにそういうこととあれば確認の上各省庁に依頼するようにいたしますという事を申し上げたように聞いております。したがういまして速記録ができましたと、直ちに参事官室にそれをいたしまして一々検討いたしましたところ、先生御指摘のとおり、この政府関係機関についての部分が、われわれが各省庁に連絡した中から落ちておりました。この点はおわびを申し上げる次第でございます。

○野々山一三君 外務省は何ですか、何でもかといふ抽象的な言い方ですけれども、政府行政機関でしよう、違ひますか。あえて次にそのことを言ひますけれども、全部出しますと言つたのは官房長官です。外務省の「が」の字もついていませんね、外務省の規則だけ。外務省の「が」の字もあり

ません。議会の決定ですから、どうということか知りませんが、出さなければなりません。決定をひっくり返す何かがあるんですか、ないでしょう。外務省は出ていない。

○説明員(翁久次郎君) たいま御指摘の点は、おそらく各省庁秘密文書取扱規程のことではなからうかと思いますが、この規程は各省の中で外務省だけはこの規程自体が「秘」扱いになっているというように伺いまして、これは資料の中に入っていないのでございます。

○野々山一三君 聞いたか聞かないかは君の判断でいい。委員会が政府を代表して答弁されたのは官房長官、出しますと言った。そのときにあっては官房長官が発言された要旨を思い起こすと、たとえば暗号などもあり、あるいは国際的な関係もあって、中を出すとそれがまた取り合いつこになつてしまふことなどあるので慎重にしなければならぬけれども、——ということはあるにせよ、出さなければならぬ、——ということについては変わりのない発言なんです。いまあなたが言つては、判断をされた。いま、私に言わせると、生まれて初めてあなたのことばから、外務省は秘密取り扱い規則が秘密だということになっているから出せませんと、かつてなことを言つた。官房長官は政府を代表して、出しますと言つた。あらためて聞くけれども、官房長官の発言を否定するのですか。否定するか、しないかを……。

○説明員(翁久次郎君) 否定するつもりは毛頭ございせん。

○野々山一三君 それならば当然出すのですか。

○説明員(翁久次郎君) これは、お出しになる各省庁の判断かと存じます。

○野々山一三君 そういうことになりまふと、また議論になりますよ。この、あなたの方から出している、私が求めた、だれが秘密というのを指定するかという地位を、つまり「決定権者及び保管方法一覧表」というのを出さないと言つて出てきた。それで一番下には課長というのが秘密と言へば出せないことになるのです。各省庁の規則を

一べん全部読み上げて下さい。その中にはもつとひどいものがある。課長及びそれに準ずる者——準ずるとはなんです。課長心得というかつてなもの、準ずるといふば準ずるだ。そんなものは職制上、何もない。公法上何もない、準ずる者は。それが「秘密」と言つたら、それで秘密ですよ。いかがですか。

秘密ということばについてもう一回、秘密との関係、いま参事官が答弁したことにからんで、これはいろいろな関係法律を全部、秘密というもののに対する関係法律を全部抜粋されて出ていますから、それを管理される立場にあるのは罰則によつて保護されるということですから、法務省、警察庁、検察当局、それが最後にそれによつて、これは秘密と書いてあるから「秘」であるということとで告発することができまふ。そういう関係なので、当然、法務大臣及び刑事局長にもそのことについて聞きたい。これは土台の話になつて相済まぬけれども、この根本が解決しない限りは、これは何でも秘密と言へば秘密なんです。参事官のいまの答弁があつては罰則による保護は、当然、刑事関係者である、窓口である刑事局長もお見えですから、そういうことによつて当然刑事上の処置を受ける、あるいは罰則によつて保護されるということは何回も答弁されているのですから、その関連を明らかにしてください。当然の義務があります。

○政府委員(辻辰三郎君) 内閣のほうから御提出された資料の中に、秘密という文言を用いて法律の規定の例示がございまして、この内容にございまして、いろいろな法律でこの秘密をそれぞれ保護いたしております。この秘密の保護をいたします方法といたしまして、秘密を漏らした場合には罰則をもつて保護している法律もございまして、当該関係者に対して一つの訓示的な意味でこの秘密の漏示を禁止しているものもあるやに思ふのでございまして、罰則をもつて保護しております。条項につきましては、当然この罰則の適用の際に法律の趣旨に従ひまして何が秘であるかというこ

とがそれぞれ具体的事件に即して判断されるべきものであろう、かように考へておられるわけではございませう。

○野々山一三君 その問題については答弁が不十分ですから、私はあらためて官房長官がお見えになつてから確めたい。

たとえば先ほど言つた防衛施設庁ですか、あれは関係機関でもあり、防衛庁という範疇の中に入つて、こゝういふお話をした。そこで防衛庁の調査課長ですか、お見えですから聞きますけれども、この出てきております一覧表によりますと、防衛庁なら防衛庁だけとりますと、極秘と秘だけしかない。機密の中の庁秘というのが七百四十九件ある。つまり、だから平たくいへば機密、極秘、秘という三種類しかない、こゝういふことですか。

○説明員(半田博君) そのとおりでございます。

○野々山一三君 それじゃ、この前の委員会のときにお見えだつたかどうか知りませんが、機密、極秘、秘、取り扱い注意、部外秘、この五段階あるということ、件名をあげて指摘をしたのですけれども、それは私の間違ひですか。

○説明員(半田博君) 以前におきましては部外秘というものはございましてけれども、これは三年の訓令によりまして機密、極秘、秘との三段階に区分けられております。秘でございませぬけれどもそのほかに取り扱い注意というのが訓令上規定されているということでございます。

○野々山一三君 そうすると、取り扱い注意というものは、いわゆる法条に言う秘という範疇には一切入らないということですか。

○説明員(半田博君) 一般的に申し上げますとそういうことにはなつておると思ひます。

○野々山一三君 一般的にということばでなく、私は一般的には聞いてないのです、そのものずばりで答えてください。

○説明員(半田博君) これは判例の立場その他いろいろございまして、いわゆる実質秘というものの、実質的に秘であれば刑罰法規で保護するに足りるというよう判例というのの一部ございま

すので、そういう意味で一般的にと申し上げたのでございまして、大体、取り扱い注意は秘に入らないと解釈していただいてよろしいと思ひます。

○野々山一三君 そうすると、取り扱い注意というものを書かなかつたのは完全に秘じゃないというふうに解していいわけですか。

○説明員(半田博君) 秘の程度に至らないものでございまして、取り扱い注意と申しますのは。

○野々山一三君 それでは言ひますけれども、昭和四十六年度業務別計画取り扱い注意、四十六年三月というのがありますけれども、そういうのはありますか。

○説明員(半田博君) その文書私も手元にございませぬのであれでございまして、業務計画それ自体は秘になつております。その取り扱い注意となつておるのはおそらく概要が何かではないかと思ひます。

○野々山一三君 うそを言つちやいけませんよ。現物があつたよ、現物があつたよ。君の言つておることと違ふんだ。現物がある、現物が。これは現物じゃないというのですか。

○説明員(半田博君) ちよつとお見せいただけませう。

○野々山一三君 君、見せくれとえらふやうなことを言うけれども、そういうものはないと、しかし同時に、表明したことは違ふだらう、ぼくの言つた名前と。昭和四十六年度業務別計画、だからそうじゃないというところを使つたんで、そうじゃないという表現を名称として使つたんでね。こゝういふものは君に簡単に見せるわけにはいかぬのだ。野々山のやううどこから盗んできたのかと言われと困るからね。うそを言わないでほしい。もしなければ、幾らどんな表をつくつてこられても、この間から私がやましく言つておるやうに、私も調査権を持つておるやうに拍象的表現の中に生きておるだけなんです。いまのあなたのことばのやりとりで言へば、このことだけでも何百日もやらなければならぬ。あるいは手段を講じてでも持つてこなければならぬ。

そうして中身は、私はこれは内閣委員会なりあるいはその他の委員会、予算委員会であるのが本来でしょうから、中身のことについてはそんなに触れないことにしますけれども、ぼくが言おうとする本質は、国会における審議権というものが君のいまの答弁によつて全部消えてしまふんですよ。消えませんか、その表現一つによつて、ここに出てくる関係……と言つては悪いが、報告書、資料と称するもの、それだけでも消えてしまふでしょう。

○説明員(半田博君) 業務計画について私が直接指定したりしておりませんので、ちよつとその点自信はないと思うのですが、あるいは業務計画の一部分が取り扱ひ注意として出ていることがあるかもしれません、その点は調査をいたします。

○野々山一三君 調査をするということばというのは、非常にあなたの方にとっては便利なことばですけれども、四月二十日からきょうまで何日かかりました。私はまことに申しわけない話だけれども、余分なことに触れますけれども、これは速記の原文ですよ。あなたの方はもしじめにぼくの質問に対して適切な資料を出さう、一つ何々をよこせと言つたわけではないのです。質問によつて求める資料の内容を明らかにしてくれと言つた。委員長からそういうお話で私は発言をする機会を与えられた。いつまでたつても出てこない。だから私は全部これは手で書いた速記なんですよ。一字も違つていないと思う、活字になつてくるものと。これはすでに先月に私の手元に入つてゐるのです。あなた方は努力しますなんというならば、もつてそれを済ませばそれでいいというならば、もう一ぺん聞くけれども、あなたの地位は何ですか、国家公務員でしょう。国家公務員であつたら国公法上にいう職務専念の義務を果たしたかどうかというのを聞かざるを得なくなる。私みたいなそういう専念の義務とか何とかに縛られていない人間だつてこういうものをつくつてゐる。そしてあなた方を指摘してゐるわけです。どうする

のです。
○説明員(半田博君) 先ほど申し上げましたように、私ももとしましては、秘密の指定権者が各局の各局長、課長ということになつておりますので、それぞれ連絡をとりまして誠意を持って調査したつもりでございますけれども、その業務計画につきましては、私が手にする権限がないものでございすから、この点は再調査をいたしましてお答えを申し上げたいというように存じます。

○野々山一三君 私は身がつてな話で申しわけないですけれども、また十六日の日に手術することになつておりまして、こういうふうなことで長い時間やることについてはほんとうに自分をかわいがらうという気持ちだつたらできないことです。いま官房長官がお見えになつたから、官房長官に對して私が同じことを質問することは避けさせてもらいたい。全部官房長官によく話をして、官房長官から総括して答弁してください。いやなら私はやりますよ、命がけでもやりますよ。

○國務大臣(竹下登君) 衆議院本会議がございまして、たいへんおくれました。いままで、少しここで首席参事官からレクチュアを受けたので、確かに、野々山委員御指摘の資料の提出について、関係機関についての資料提出が、参事官室も努力をいたしましたものの、まだまいつておりませんことは、私も遺憾に思ひます。で、可及的すみやかに関係機関の文書取扱規程はお出しするということをご約束をいたしたいと思ひます。

それから外務省の問題につきましては、先般の委員会でもお答えをいたしました、こいねがわくは、野々山委員の御了承を得、また、委員長がお取り計らいをいたしたるものなれば、その問題については、後刻理事会で御検討をいただき、理事会で私どもの立場を御説明を申し上げることができれば幸ひでございます。これは、まあ私のほうからお願いでございます。それからいよいよ秘密の定義というやつでございますが、何回か、私も、委員会やら討論会で、

申してゐるところであります、秘密そのものは、結局、その事柄の漏洩が国民の利益、国家の安全等に損害のおそれのあるものを——というふうな、逆な形からの定義づけをいたしてあります。秘密とは、少し、その事柄の漏洩という事態が国家利益をそこなうおそれがあるという説明のしかたでございます。ただし、この問題につきまして、各省庁の業務の実態から見て、されば具体的な基準をどこで定めるかということになりますと、これは、画一的にこれを定めることは、確かに非常に困難な点が多くございします。したがつて、具体的基準をここで示せとおっしゃいます能力を持ち合はしてございせん。

それから、先般来申し上げるやうに、今回の本委員会等でお取り上げ方等に難題されて、私ももとしまして、いわゆる秘密取り扱ひの解除と、そういうところへ視点を合わせた努力は、今日、その検討を指示しておる段階でございます。必ずしも、野々山委員の御質問に整理してお答えできたかどうか、私も中途から参りまして、わかりませんが、一応、いま私が整理いたしましたところ、お答えを申し上げます。

○野々山一三君 官房長官、申しわけないですけれども、もう一ぺん一言だけ繰り返しますけれども、あなたも、忙しいから事務当局にやらせるんではないけれども、一ぺん速記をよよく見てください。私が、委員会を通して、君の質問の資料要求の趣旨を明らかにしてくれということ、この前、あなたにもおいでを願つて、言つたわけですから。一つ何々、一つ何々ということは言つてないですけれども、速記によると——全部私は、これは精査しましたよ。あなたの方の部下職員だか何だか知りませんが、私は、これ、ごらんに入れましょうか。この印刷物と違ひますけれども、これ、全部記録部から出させましたよ。情熱さえあれば……。あなたに質問したのは、四月二十日ですよ。

○野々山一三君 きょうまで何日かかりました。私全部これ原文のものをとりつきましたよ。こちらに言わせる、参事官に言わせる、速記録が出てきたのはきのうです、きのう出てまいりましたから読みましたら、足りないところ一ぱいあります。それであなたおっしゃるやうなそういう答弁で、気持ちはわかりますよ。あなたという人、私はわかるだけに信用できないですよ。実際の数字を言いますよ。もう一ぺん、いままでに要求したものは、事務当局からいったのは六件、これはいですかと話して。速記録で確かめなければ私はいいとは言えない。けれどもこれとこれとは少なくとも追加してもらわなければならぬことだけは明らかだということで、ちよいちよい出てきたものを追加してもらつたことは確かだ。けれども、出てきたものはまああと認定されるものは五件です。提出されぬものが十三件です。官房長官自身が私と質問で約束されたものがたくさんありますけれども、その中で六件は出ていません。初めてあなたの名前をここに出示します。一つも出ておりません、あなたが約束されたものは。あなたは事務当局になめられてゐるのか、無視されてゐるのか、野々山のことだからいいじゃないかということなのか、見解をお聞きたい。そしてその資料といふものは不足または不完全なもの内訳が、政府関係機関というならば外務省、先ほど申しました防衛施設庁などというのはいろいろな理屈をつけられたけれども、政府部内ですよ。全然出ておりません。しかも——聞きたまえ。三種目、つまり機密、極秘、秘以外にない、こういうことを言つてゐるけれども、実際は私は種目別にこう並べて、年次別変化の状況を指摘をして、あなたにその変化の状況及び理由を明らかにしなさい、秘密が広がつてゐるではないかということを言つたことは御記憶があるでしょう。そのように、たとえば防衛施設庁というのなんかは明らかにこれは部外秘ないしは取り扱ひ注意というものが現物がございしますよ。あなたのほうにくれたんじゃないけれども、私は持つておりま

す。どろぼうだというのならここで逮捕しなさい。しかもあの答弁によれば、事実に基づいてそれは刑罰に処せられることもある。そんなら秘密じやないか。捜査課長の答弁によればそういうことだ。そういうことはこの資料の中には全然出てないですよ。件数も、種目も並んでいない。そういうのが外務省ほか二件ある。それから今度は資料を出す態度だ。あなたが先ほどお見えにならぬときに、私はあなたの態度というのについては文句を言うつもりはないけれども、気持ちをおさうと述べた。三原則というものはあなたが指摘をされて、ある段階までは秘密にする。ある時期がきたら云々、ある時期がきたら解除する、そして本質は、できるだけ公開をするということはたてまえだということで、御指摘を私は受けて立つ、そしてあなたができるだけ公開するというふうにおっしゃったけれども、これを一ぺんごらんいただけませんか。いま法務大臣に見てもらったが、この中の八割は試験問題です。大学入学試験問題。これを秘密にするという自体が私は採用試験の取り扱いについてというように、常識的に言うなら、試験問題が前の日にどこかにいれたらよくないというところは、あなたの言われた社会通念上の問題である。それをあなたの言う公益を害する、国に損害を与えるとかいうものじやない。資料提出の態度を問題にしているんですけれども、これだけたくさん持ってきたんだ。重たいけれども、一つ一つごらんにいれます。外務省は十五五百八十八件で、たった四件出てきているんです。愛知さんがどこかで演説した、そのときの演説の原稿だ。それを私が指摘するのは、そういうものでも出せというから出せばいいじやないかと、非常に悪いことばですが、野々山の程度だから出せばいいじやないかということで処理されているのか。あなたの意思とは違つて、あなたは誠心誠意努力をして、国会の権威というものを、調査権というものの地位を守るためにいうことを使われたわけですね。そのことを無視して出てきたのが試験問題だけだ。薬剤師の国家試験という試験

問題、いかにも適当にやっておけばいいじやないかという、そういう態度じや、それを少々常識的に言うならば、適当にごまかせばいいじやないか。行政権者はすべてを持っています。それをきめるのは課長以上だ。課長以上じやない、課長及び課長に準ずる者、これはみんな規則に書いてある。あなたはそれを御承知ですか。準ずる者というふうに書いてある。準ずる者とは何だ。課長心持ちという心持ちというか、そういう者まで準ずる者かといえはそうかもしれない。そういう者を広くいえば、もう国会では審議ができない等々を合わせて見ると、十三件資料出てないですよ。あらためて言います。私は記録で明らかにした限りにおいて、問題にすべきものは十三件まだ出てない。すみやかにというふうなことをおっしゃらないで、気持ちこそそういうことで、しようがないじやないかというかも知れないけれども、せめて病人のわたりだつて、連休中こういうものを記録部へ言つてつくらしたんです。官房長官わかりますか、私の言っているのが。何ですか、あなたの配下の諸君がそういうことをやらないうで、記録をきのうもらつたから、それを見たら手落ちがありました、それでいいんですか。ちよつと私審議に入れない。あらためてもう一回聞きますよ。それが一つ。

それから先ほど外務省の問題については、理事会で何とかいう話なんですけれども、あなたはこの間政府関係機関の云々については出します。きょうになったら言いかえるのですか。あなたは口は幾つあるんですか。私はあなたとは長い、十年もおつき合ひしておるから、あなたという人間を信じていた。あらためて私のあなたという人間を見る見方をこわさないでください。この間約束したことばどおり出してください。約束してください。外務省を含めて。私は理事会云々という話なので、私は理事じやないの、要求した時点で私は何にも関係ない会議で文句を言われちゃ困りますけれども、だから私はこの間わざわざあなたがそういうことを言うかもしれないと思つたわけでもないが、秘密委員会ないしは秘密理事会でということばさえも使つて、あえて内容を精査してこれが秘密だというふうなことになるという客観的な答えの出るような審査ができるようなことにしようじやありませんかとあなたに言つたはずですよ。そういうことをつけ加えてあらためて見解を承ります。

それから三番目には、防衛施設庁に部外秘というのがあるんですよ。もう一度繰り返しますが、あるいは取り扱い注意というのがある、現物持っている。事実に基づいてそれが犯罪になる場合もあるというんだ。それだと結局は、いわゆる法律上の秘密ということばに縛られる、それを漏洩したということになると刑罰上の保護云々ということばによつて、本人は逮捕されるかもしれない、拘禁されるかもしれない、裁判というものを受けるかもしれないかもしれない、その結果無罪になったといえども、その間をその人は償い得ないことになるんですよ。それがおそれがあるというところば、あなたが副長官のころでおきめになったことば、おそれというところの中にみんな入っている。あの申し合せの中にあるおそれというところば、おそれというところに入つておるというよりも、ひっかけられる、そういうことばが入つて運用されているところに問題がある、見解を聞きたい。

そうしてあなたは最後に、そういうものについては、私自身はいま十分な材料持ち合わせていないので、法制局なり内閣法制局に頼んで原案をつくらせて、そうして皆さんの御意見を聞いて、適正な処置をしたい、そういう資料を出しましてこのことをお答えになったんですね、約束なさったんですね。それはやりますかどうかですか。もう一ぺん念のために以上四つのことを聞きます。

○國務大臣(竹下登君) まず政府関係機関等のものが、今日提出されていない、これは怠慢でありまして、おわびをいたします。そうして御趣旨に沿つて早急に提出をいたします。

それから外務省の文書取扱規程そのものが秘密になつておる。したがうして、この取り扱いにつきましても、私は前回の委員会で外務省文書取扱規程そのものが秘密でなければならぬ理由については申し述べましたが、これを資料として提出することにつきましては、先ほど申しましたように、野々山委員の御了解を得られるならば、それについての扱い方は委員長のほうで御協議いただければ幸いである、このように思つております。端的に申し上げまして、資料として外務省の文書取扱規程について当委員会に提出をいたしますということには、いささか私も抵抗を感じておるということ率直に申し上げます。

それから四月の二十日以来今日の時の日があるが、私がこの場でお約束をいたしましたことにつきまして、十分御納得のいたした資料の提出がなされてないということについても、すなおにおわびをいたします。そうして、これにつきましては、私の役所、私の役所ということばは語弊がありますが、家来、家来じやございせんが、大衆人のいらない役所でございまして、頭悩だけどもを処理する機構が非常に多いわけでありまして、ですから、その点は確かに事務的に野々山委員のスピードについていけないと私も思います。したがつて、首席参事官がきょうは出ておりますので、首席参事官が野々山委員に直接お伺いをして、それぞれ納得のいく資料が提出されるような背景をまず整えたいというふうに思います。以上でございます。

○加瀬完君 委員長、ちよつと関連して。誤解があるといけませんので申し上げますが、野々山委員のいま指摘しております点は、あらためて新しい問題を提起をして、それに政府のほうの答えがないということをおし上げておるわけではなく。官房長官がお約束をくださいましたので、そのお約束をいただいた件だけははつきりとお出しをいただけるのではないかと、こういう御期待をいたしておりましたところが、結局出されたいものは、それが秘密か秘密でないか判断するまでもない、試験問題みたいなのがたくさん来

た。そもそも、この質問の前提は秘密ということ
が漏洩したということ、犯罪の被疑者となつ
て、御存じのような問題に発展した。で、秘密が
秘密でないかということとはどこかということにな
ると、非常に簡単に秘密という判が押されれば
それが秘密と、それが取り扱ひの不注意によつては
犯罪の対象にされるということでは、各省間にも
まちまちな秘密の段階が、食い違いがございます
し、それから国の利益を保護するというところで秘
密を守るといふことにいささかも反対をするもの
ではないにいたしまして、個人の人權といふもの
がそういう美名のもとにいろいろと侵害をされ
るということがあつては困る。そこで、各省間の
一体秘密といふ内容はどういふものかといふこと
をつまびらかにして、問題の究明をしたいといふ
のが、資料を出していただきたいといふ前提で
あつたわけでございます。それに対して、繰
り返すようでございますが、大部分出たものが試
験問題、こういうことでは少しも、質問者の意思
といふものは全く踏みにじられたという感じを受
けるのは当然だと思ふんです。そして肝心なもの
は、聞いておりませんでした、承っておりません
でしたといふことは、これは官房長官のお答えに
なつたことと、現実回答として出された資料が
全く違つておりますので、これは一体官房長官は
どういふ指示をしたのか。あるいはこの間お約束
したことは一体どのように伝達していただいたの
かといふことで、重ねて伺うということになつた
わけでありまして、それで、いらつしやる前に矢山
委員のほうからも指摘があつたわけでございます
が、どうもこの委員会は資料の提出といふことに
非常にちゅうちょがあるといふか、悪く言えば怠
慢といふか、要求した資料がさつぱり出されてお
らない、そういうこともありまして、重ねて野々
山委員の発言になつたわけでありまして、です
から、ことさらに野々山委員が、隠しているもの
を野々山委員だけに任せとか、またそういうもの
を出してもらつて何か事にしよう、こういうもの
がないといふことをひとつはつきり御認識いただ

て、官房長官のこの間のお答えのような線で、そ
れぞれ担当官も協力を出していただかなけれ
ば、これはやはりいまの野々山委員の御指摘のよ
うなことが何回も何回も繰り返されてもしたな
いと思ふのです。これは議事進行みたいなこと
になります、それらの間をもう一度あらためて、
この前お答えになつていただいたことがお答えと
して出てきておりませんので、どうしてくれるの
かといふ点を野々山委員に御回答をいただきたい
と思ふわけです。

○国務大臣(竹下登君) 非常に私もよく理解をさ
していただきました。確かにこう整理したものを
見ましても、資料として提出したもの、確かにし
ていないものがございます。これは野々山委員の
スピードに内閣官房がこれについていけなかつた
と、こういうことでありますので、これはおわび
を申し上げます。したがつて、やはりこの整理し
たものにつきますは、誠心誠意資料として提出
するよう努力をいたします。

なお、これは理事会等で参考に、私自身が内容
を読み上げるによつて、そういうものが秘密
の取り扱ひになつておる一つのサンプルである
といふような形も、あるいはものによつてはとら
していただかなければならないものもあるかもし
れません。もう少しこれは時間をいただきまして精
査をしていきたいと思つております。が、先ほど
家来もおらぬ役所さんといふのはあれは取り消し
をいたしました、行政機構全体があるわけであ
りますから、あれは私の失言でありました、内閣
審議室という有能な機能をフルに回転いたしま
して、御要望に沿うように、これは一生懸命努力を
させていただきます。

○野々山一三君 一生懸命努力するといふことば
にもうこれ以上、ことばですからあれですけれど
も、とにかくこれは私は火災びんの質問をちよつ
としただけで、あとはみなこればかりで、資料
要求の資料がまともでない。あなたの約束し
たことだけがやられていないから質問するとい
うばかげた——ばかげたといふか、非常に残念だ。

しかし、本日国会の調査権を否定しておるとい
うことで、否定しないようにするといふこと
をあらためてもう一回約束してもいい。○
国務大臣(竹下登君) 大体私自身国会議員であ
りまして、国会調査権といふものをこよなく主張
をし続けて今日に至つておるのであります。た
ま本日現在、内閣官房長官という席にありますが
が、国会審議権といふものを尊重するといふその
限りにおいては、野々山委員にまさるとも劣ら
ずといふと少し語弊がありますが、その情熱は全く
同一である、このように御理解をいただきたい
と思ひます。そういう姿勢の上に立つて、いま私の
機構の中にもあります内閣審議室をフル回転をい
たしまして、出せるべきものは出す。そして参考に私
が理事会なりで朗読することによつてお許しを
いただくとお許しをいただくといふような区別
をして御要望に沿ひたい、このように思ひます。

○野々山一三君 私は細部にわたつてたくさん質
問したい。つまりこの間の二回にわたる質問でな
お釈然としなないものがたくさんございましてよ
くわからない。いまの長官の言われることがそ
のとおり実行されるものと私はこの際確信をし
て、それを待ちたいと思ひます。その上で秘密及
び秘密といふ文言に基づいて諸般の取り扱ひがな
される、それについての次官会議を含めて再検討
しなれば、長官が指摘されるような国会の調査
権といふものは、一課長及び準ずる者の判に
よつて全部制限されてしまふといふことがあるわ
けなんです。そのことに触れて審議する機会
を早急に与えてもらいたい。そのときまで保留す
るといふことにしたいと思ひます。

○加瀬完君 いま質問者からそういう提案があつ
たわけでございますから、そのようにお取り扱ひ
をいただきたいと思ひますが、どうも質問者の要
求する要点がつかめておらないやうであります。か
ら、野々山委員の手元にある速記録を十分ごらん
をいただいて、それで個人といひますか、野々山
委員に回答のできるものは回答していただく、そ
れで、官房長官のおっしゃるやうに回答できない

のは報告をするといふことでありますから、理事
会に野々山委員の出席をこれは委員長にお許しを
いただきました、そこで官房長官から口頭で発表
するものは発表していただくといふ手続をとつて
いただきましたと思ひますので、委員長にお願い
いたします。

○委員長(阿部憲一君) いま野々山委員及び加瀬
委員からのお話、よくわかりました。そのように
取り計らいをいたします。
本件に対する質疑は、本日はこの程度といたし
ます。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

五月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、恩赦法の一部を改正する法律案(鈴木強君
外五名発議)
一、沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを
求める決議案(鈴木強君外四名発議)

恩赦法の一部を改正する法律案
恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次
のように改正する。
第三条中「左の」を「次の」に改める。
第八条及び第九条中「但し」を「ただし」に改め
る。
第十五条を第十七条とし、第十四条の次に次の
二条を加える。
第十五条 内閣は、大赦又は政令による減刑若し
くは復権を決定するには、その決定をすること
の可否及びこれらの恩赦の内容について、恩赦
審議会に諮問しなければならない。

第十六条 内閣は、恩赦審議会(以下「審議会」と
いう。)を置く。
審議会は、内閣の諮問に応じ、前条に規定す
る事項を調査審議する。
審議会は、委員三十人以内でこれを組織す
る。

委員は、次に掲げる者について、内閣がこれを任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者

八人

二 参議院議員のうちから参議院が指名した者

五人

三 関係行政機関の職員

五人以内

四 裁判官のうちから最高裁判所が指名した者

四人

五 弁護士のうちから日本弁護士連合会が指名した者

四人

六 学識経験のある者

四人以内

前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

前項の委員は、再任されることができる。

委員は、非常勤とする。

審議会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

前各項に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、政令でこれを定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議案

沖繩恩赦から選挙違反者を除外することを求める決議

本院は、沖繩復帰にともなう恩赦の対象から公職選挙法違反の罪を除外するよう、政府に勧告する。

右決議する。

理 由

清潔で民主的な選挙によつて国権の最高機関である国会を構成することは、議会制民主主義を守るうえで極めて重要である。いやしくも恩赦に

よつて選挙違反者が免罪されることは、腐敗選挙を助長するものであり、絶対に許されないとこである。

よつて沖繩施政権返還に伴う恩赦の対象から、公職選挙法違反の罪を除外するよう政府に勧告するものである。

昭和四十七年五月十八日印刷

昭和四十七年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局